

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成31年4月1日
(第15期) 至 令和2年3月31日

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号

(E04374)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	13
第2 【事業の状況】	14
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	14
2 【事業等のリスク】	16
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	23
4 【経営上の重要な契約等】	30
5 【研究開発活動】	31
第3 【設備の状況】	32
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	32
2 【道路資産】	37
第4 【提出会社の状況】	44
1 【株式等の状況】	44
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	47
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	48
第5 【経理の状況】	59
1 【連結財務諸表等】	60
2 【財務諸表等】	104
第6 【提出会社の株式事務の概要】	129
第7 【提出会社の参考情報】	130
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	131
第1 【保証会社情報】	131
第2 【保証会社以外の会社の情報】	131
第3 【指数等の情報】	135

〔監査報告書〕

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和2年6月23日
【事業年度】	第15期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前川 秀和
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員 芝村 善治
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員 芝村 善治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月
営業収益 (百万円)	884,149	935,296	1,621,315	1,078,362	1,087,036
経常利益 (百万円)	12,803	11,419	7,390	12,923	9,689
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,372	15,951	23,024	9,815	6,531
包括利益 (百万円)	△4,946	23,024	19,199	13,458	8,059
純資産額 (百万円)	156,797	179,826	199,025	212,483	220,543
総資産額 (百万円)	1,175,847	1,438,542	1,170,650	1,395,025	1,380,434
1株当たり純資産額 (円)	1,648.61	1,891.16	2,093.11	2,234.61	2,319.51
1株当たり当期純利益金額 (円)	77.60	167.91	242.37	103.32	68.76
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.3	12.5	17.0	15.2	16.0
自己資本利益率 (%)	4.6	9.5	12.2	4.8	3.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△145,083	△183,432	423,861	△88,902	△85,594
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△32,698	△31,103	△41,018	△34,431	△33,269
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	203,605	250,249	△360,309	176,991	57,581
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	169,652	205,365	227,895	281,555	220,271
従業員数 (人)	13,744	14,126	14,652	15,301	15,817
<外、平均臨時雇用者数>	<3,130>	<3,435>	<3,609>	<3,742>	<3,891>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第14期連結会計年度の期首から適用しており、第13期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載していません。

5. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を< >で外書きしています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月		平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月
営業収益	(百万円)	849,964	900,400	1,589,993	1,046,642	1,056,550
経常利益	(百万円)	7,045	7,440	3,370	7,963	4,649
当期純利益	(百万円)	4,166	13,644	21,169	6,728	3,566
資本金	(百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数	(千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額	(百万円)	144,592	158,235	179,398	186,127	189,682
総資産額	(百万円)	1,155,107	1,418,484	1,146,449	1,370,409	1,356,350
1株当たり純資産額	(円)	1,522.03	1,665.64	1,888.41	1,959.24	1,996.66
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額	(円)	43.86	143.63	222.84	70.82	37.54
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	12.5	11.2	15.6	13.6	14.0
自己資本利益率	(%)	2.9	9.0	12.5	3.7	1.9
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(人)	2,374	2,387	2,431	2,476	2,544
<外、平均臨時雇用者数>		<230>	<273>	<288>	<305>	<325>
株主総利回り	(%)	—	—	—	—	—
(比較指標：—)	(%)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
最高株価	(円)	—	—	—	—	—
最低株価	(円)	—	—	—	—	—

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。
2. 「東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令」(国土交通省令第6号令和元年5月22日)を第14期事業年度の期首から適用しており、第13期事業年度に係る主要な経営指標等については、当該省令を遡って適用した後の指標等となっています。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載していません。
5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を< >で外書きしています。
6. 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であるため記載していません。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、日本道路公団の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年月	事項
平成17年10月	西日本高速道路㈱設立
平成17年12月	西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱（現・連結子会社）設立
平成18年4月	財団法人道路サービス機構及び財団法人ハイウェイ交流センターから、当社及び西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱がサービスエリア・パーキングエリア（以下「SA・PA」といいます。）に関する事業等を譲受け
平成18年10月	西日本高速道路サービス関西㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路サービス中国㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路サービス四国㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路サービス九州㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路パトロール関西㈱（現・連結子会社）、西日本高速道路パトロール九州㈱（現・連結子会社）及び西日本高速道路メンテナンス九州㈱（現・連結子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路メンテナンス中国㈱（現・連結子会社）設立
平成18年12月	西日本高速道路ロジスティクス㈱（現・連結子会社）設立
平成19年2月	西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱及び西日本高速道路サービス九州㈱が料金收受業務に関する事業を、西日本高速道路パトロール関西㈱及び西日本高速道路パトロール九州㈱が交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路サービス四国㈱が料金收受業務及び交通管理業務に関する事業を、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱が料金收受業務、交通管理業務及び保全作業業務に関する事業を各々既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年3月	西日本高速道路メンテナンス関西㈱（現・連結子会社）設立
平成19年3月	㈱エフディー（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング九州㈱へ社名変更）、㈱オーデックス（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング関西㈱へ社名変更）、四国道路エンジニア㈱（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング四国㈱へ社名変更）及び㈱ハーディア（平成19年4月に西日本高速道路エンジニアリング中国㈱へ社名変更）の株式を取得し、当社の子会社との議決権をあわせて子会社化（現・連結子会社）
平成19年4月	西日本高速道路メンテナンス九州㈱が保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年6月	西日本高速道路メンテナンス中国㈱が保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年9月	西日本高速道路メンテナンス関西㈱及び西日本高速道路エンジニアリング四国㈱が保全作業業務に関する事業を各々既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成19年10月	西日本高速道路ファシリティーズ㈱（現・連結子会社）設立
平成20年3月	西日本高速道路ファシリティーズ㈱が点検・管理業務及び保全作業業務に関する事業を既存の維持管理業務実施会社から譲受け
平成20年4月	西日本高速道路ビジネスサポート㈱（現・連結子会社）設立
平成20年7月	西日本高速道路ビジネスサポート㈱が不動産関連業務に関する事業を既存の業務実施会社から譲受け
平成21年3月	一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））の料金徴収期間が満了
平成21年4月	関西国際空港㈱から関西国際空港連絡橋（道路部分）を引き継ぎ、維持管理業務を開始
平成22年7月	芦有ドライブウェイ㈱の株式を㈱日本政策投資銀行とともに取得し子会社化（現・連結子会社）
平成22年11月	西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱が、㈱ハーブス、㈱ポーチェ・オアシス及び㈱クレッセの株式を取得し子会社化
平成23年1月	NEXCO-West USA, Inc.（現・連結子会社）設立
平成24年4月	㈱LigariC（現・連結子会社）設立
平成24年5月	㈱富士技建及び㈱ドーナユー大地（平成28年12月にNEXCO西日本コンサルタンツ㈱へ社名変更）の株式を取得し子会社化（現・連結子会社）
平成25年4月	NEXCO西日本コミュニケーションズ㈱（現・連結子会社）設立

年月	事項
平成26年 7月	㈱ハーブス、㈱ボーチェ・オアシス及び㈱クレッセを合併し、存続会社となる㈱ハーブスを西日本高速道路リテール㈱（現・連結子会社）に社名変更
平成26年 7月	西日本高速道路パトロール関西㈱を会社分割し、西日本高速道路パトロール中国㈱（現・連結子会社）設立
平成26年 9月	一般国道201号（八木山バイパス）の料金徴収期間が満了
平成30年 4月	大阪府道路公社から堺泉北有料道路及び南阪奈有料道路を引き継ぎ、維持管理業務を開始
平成31年 4月	阪神高速道路㈱から阪神高速 8号京都線（鴨川東インターチェンジ～巨椋池本線料金所）を、大阪府道路公社及び奈良県道路公社より第二阪奈有料道路を引き継ぎ、維持管理業務を開始
令和元年 5月	㈱フジエンジニアリング（令和元年9月にNEXCO西日本イノベーションズ㈱へ社名変更）の株式を取得し子会社化（現・連結子会社）

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（西日本高速道路㈱）、子会社28社及び関連会社7社（令和2年3月31日現在）により構成されており、高速道路事業、受託事業、SA・PA事業、その他の4部門に係る事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりです。

なお、次の4部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一です。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、西日本地域の2府22県（注1）において、平成18年3月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」（以下「全国路線網協定」といいます。）、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定」（以下「広島呉道路協定」といいます。）（注2）、「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」（以下「南阪奈道路協定」といいます。）（注3）、「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定」（以下「八木山バイパス協定」といいます。）（注4）、「一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））に関する協定」（以下「那覇空港自動車道協定」といいます。）（注5）及び平成31年3月26日に締結した「一般国道201号（八木山バイパス）に関する協定（その2）」（以下「八木山バイパス協定（その2）」）といいます。）（注6）（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路（注7）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っています。当該協定に基づき、新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、同法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に引き渡すこととしており、かかる道路資産を、当社は機構から借受けて、高速道路事業を実施します。道路利用者より徴収する料金には高速道路の公共性に鑑み当社の利潤を含めないことを前提としており、かかる料金収入は機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てられます。また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しています。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しています。

料金收受業務	西日本高速道路サービス関西㈱、西日本高速道路サービス中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路サービス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱
交通管理業務	西日本高速道路パトロール関西㈱、西日本高速道路パトロール中国㈱、西日本高速道路サービス四国㈱、西日本高速道路パトロール九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱
点検・管理業務	西日本高速道路エンジニアリング関西㈱、西日本高速道路エンジニアリング中国㈱、西日本高速道路エンジニアリング四国㈱、西日本高速道路エンジニアリング九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路ファシリティーズ㈱
保全作業業務	西日本高速道路メンテナンス関西㈱、西日本高速道路メンテナンス中国㈱、西日本高速道路エンジニアリング四国㈱、西日本高速道路メンテナンス九州㈱、西日本高速道路総合サービス沖縄㈱、西日本高速道路ファシリティーズ㈱、㈱富士技建、NEXCO西日本コンサルタンツ㈱
その他業務（注8）	西日本高速道路ビジネスサポート㈱、㈱富士技建、NEXCO西日本コンサルタンツ㈱、NEXCO西日本イノベーションズ㈱、㈱NEXCOシステムズ、㈱高速道路総合技術研究所、ハイウェイ・トール・システム㈱

- (注) 1. 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県（なお、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱が事業を営む高速道路は除きます。）
2. 広島呉道路協定については、令和元年7月1日午前0時をもって、全国路線網協定に編入されています。
3. 南阪奈道路協定については、平成30年4月1日午前0時をもって、全国路線網協定に編入されています。
4. 八木山バイパス協定については、平成26年3月14日付で一部変更を行い、料金の徴収期間及び道路資産の貸付期間を平成27年2月25日までから平成26年9月30日までに短縮しました。これを受け、平成26年10月1日午前0時をもって、当該協定は期間満了の上終了し、一般国道201号（八木山バイパス）は無料開放され、道路の管理についても国に引き継がれています。

5. 那覇空港自動車道協定については、平成21年2月19日付で一部変更を行い、料金の徴収期間及び道路資産の貸付期間を平成21年8月19日までから平成21年3月27日までに短縮しました。これを受け、平成21年3月28日午前0時をもって、当該協定は期間満了の上終了し、一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））は無料開放され、道路の管理についても国に引き継がれています。
6. 一般国道201号（八木山バイパス）は、有料道路事業として4車線化が事業化されました。4車線化の一部区間が完成した後に、当社が道路の管理を国から引き継ぐ予定です。
7. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
8. 不動産関連、橋梁補修、通行料金及び交通量等の電子計算、高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発、料金収受機械保守等の業務です。

(2) 受託事業

受託事業においては、当社が国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業等を行っています。

国土交通大臣からの委託に基づく新直轄方式（注）に係る高速自動車国道の新設（以下「直轄高速道路事業」といいます。）を行っているほか、国、地方公共団体等との協議の結果、経済性、効率性等から当社において一体として実施することが適当と認められた跨道橋や取付道路などの工事等を当該国、地方公共団体等から受託しています。

（注）高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）（以下「高速自動車国道法」といいます。）第5条第1項の規定に基づき定められた整備計画において国土交通大臣が施行主体とされた高速自動車国道の区間につき、国土交通大臣が新設を行う方式をいいます。

(3) SA・PA事業

SA・PA事業においては、高速道路の休憩所及び給油所等（以下「商業施設等」といいます。）の建設、管理等を行っており、当社の連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱が188箇所（注）において商業施設等の管理運営を行っています。また、当社の連結子会社である西日本高速道路ロジスティクス㈱及び西日本高速道路リテール㈱は、SA・PA事業にかかる運営の一部を行っています。

（注）188箇所の商業施設等については、国道2号姫路バイパスの別所パーキングエリア（上下線）の2箇所を含みます。

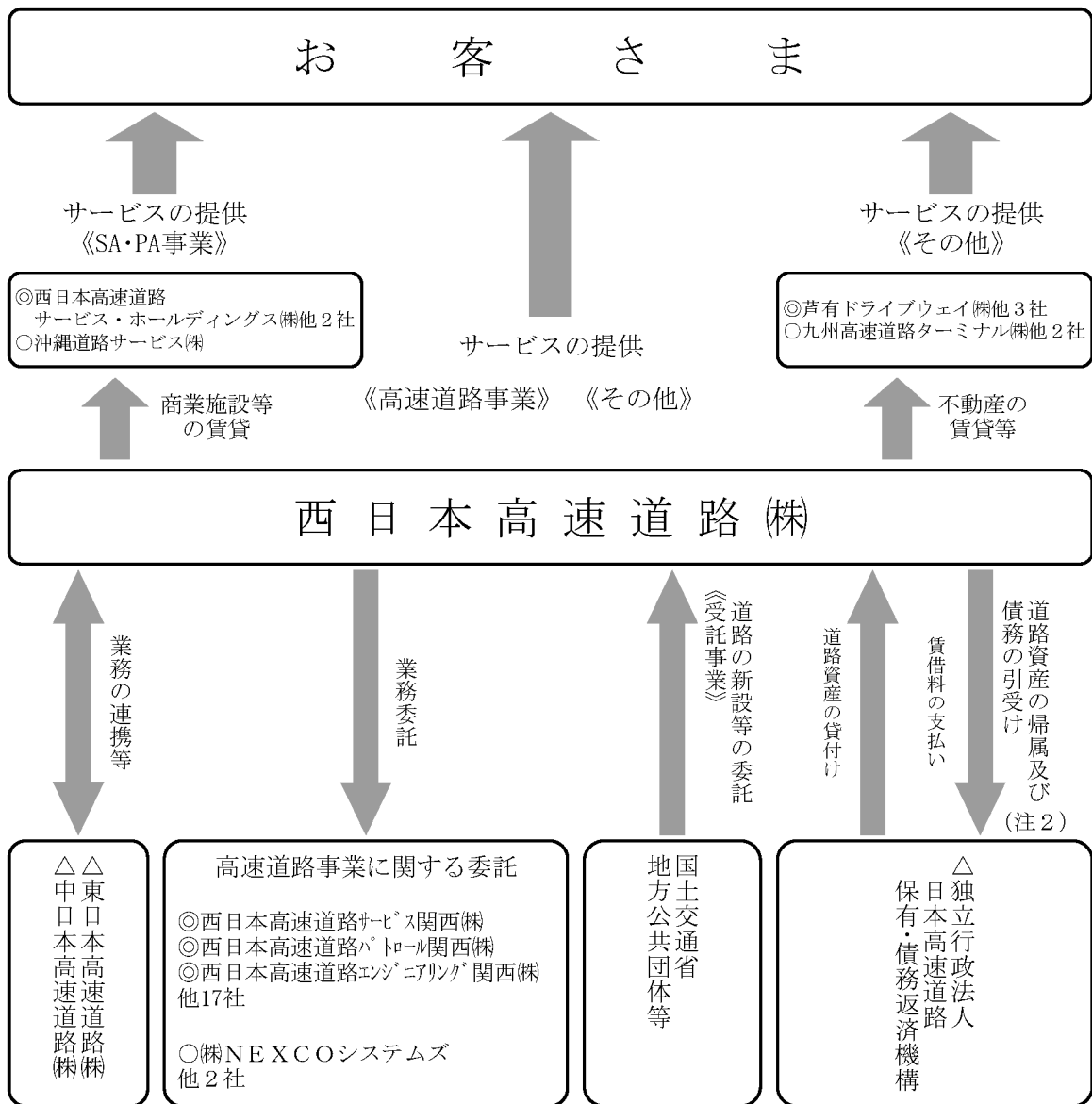
(4) その他

その他においては、駐車場事業、建設等のコンサルティング事業、一般自動車道事業、ウルトラファインバブル事業、広告事業、海外における高速道路事業、トラックターミナル事業等を実施しています。

このうち、駐車場事業については、当社が福岡中央自動車駐車場の管理運営を行っており、建設等のコンサルティング事業については、当社が技術支援業務を行っています。一般自動車道事業については、連結子会社である芦有ドライブウェイ㈱が、芦屋市と神戸市北区を結ぶ一般自動車道「芦有ドライブウェイ（10.7km）」の管理運営を行っています。ウルトラファインバブル事業については、連結子会社である㈱L i g a r i cが、ウルトラファインバブル（約1～3 μ m（マイクロメートル（注））の微細気泡）技術を清掃など道路事業における活用から、農業など多様な分野へ適用拡大していくことを目的とし、事業を行っています。広告事業については、連結子会社であるNEXCO西日本コミュニケーションズ㈱が、高速道路の広告事業の成長を通じて地域の情報発信のサポートをするなど、「地域」と「人」の橋渡しの役割を担うことを目的とし、事業を行っています。海外における高速道路事業については、連結子会社であるNEXCO-West USA, Inc. が米国での橋梁点検事業を行っているほか、持分法適用関連会社である日本高速道路インターナショナル㈱が海外における道路インフラ事業への展開を目的とし、事業を行っています。トラックターミナル事業については、持分法適用関連会社である九州高速道路ターミナル㈱が佐賀県鳥栖市及び熊本市東区の2箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っています。また、持分法適用関連会社である㈱NEXCO保険サービスが損害保険及び生命保険の代理店業務を行っています。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりです。

（注）マイクロメートルとは長さの単位であり、1マイクロメートルは1ミリメートルの1,000分の1です。

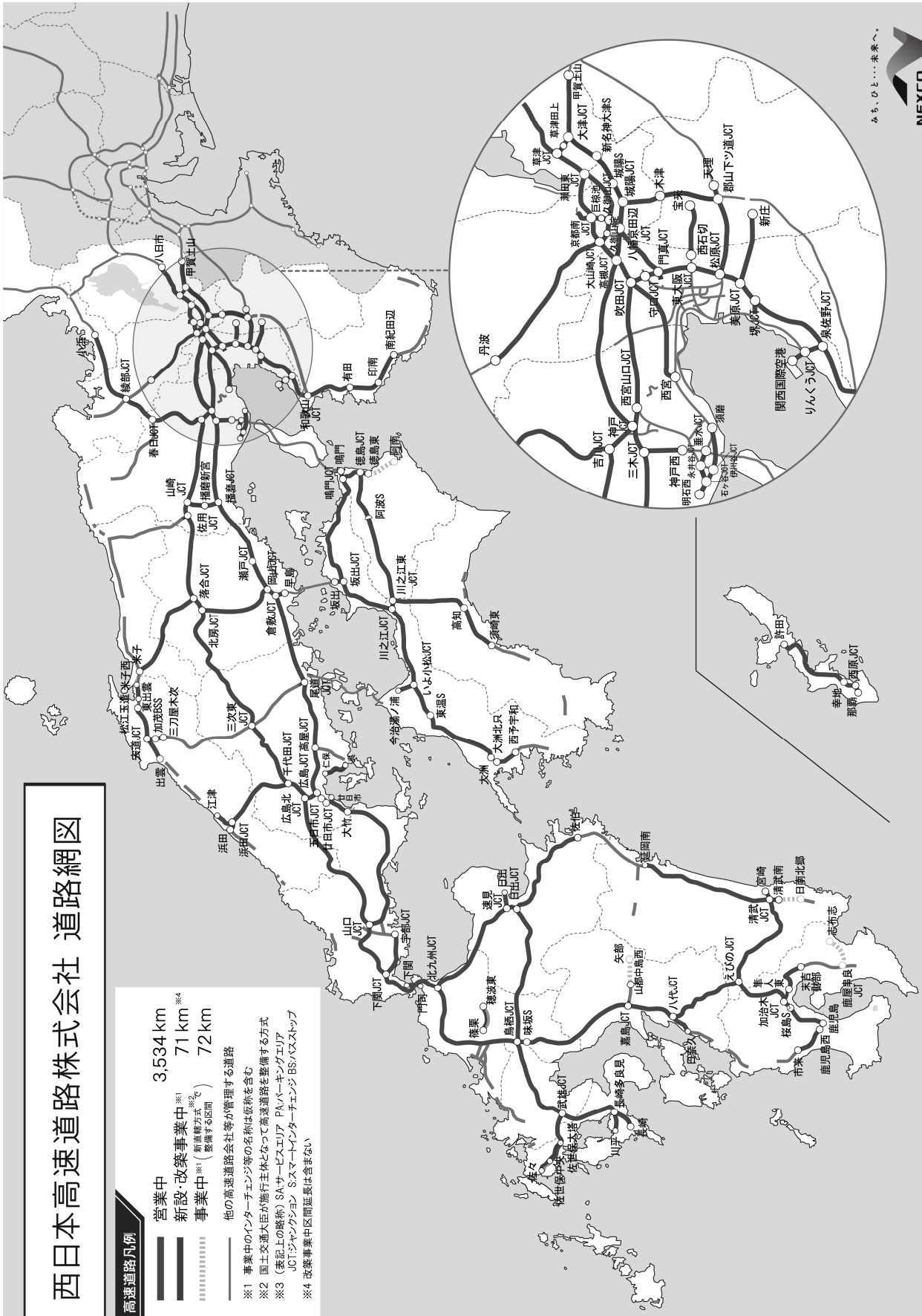


- (注) 1. ◎は連結子会社, ○は持分法適用の子会社及び関連会社, △は関連当事者を示しています。
2. 機構は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

西日本高速道路株式会社 道路網図

高速道路凡例

- 営業中** 3,534 km
 - 新設・改築事業中** 71 km ^{※4}
 - 事業中** 72 km ^{※1} (整備する区間)
 - 他の高速道路会社等が管理する道路
- ^{※1} 事業中のインターチェンジ等の名称は仮称を含む
^{※2} 国土交通大臣が施行主体となつて高速道路を整備する方式
^{※3} (表記上の略称) SAサーベイスエリア PAパーキングエリア
 JCTジャンクション Sスマートインターチェンジ BSバーストップ
^{※4} 改築事業中区間延長は含まない



みち、ひと、こと…未来へ。



4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

令和2年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
西日本高速道路サービス関西㈱	大阪府 吹田市	70	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路サービス中国㈱	広島市 南区	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路サービス四国㈱	香川県 高松市	40	高速道路事業	100.0	料金収受業務及び交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路サービス九州㈱	福岡県 太宰府市	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路総合サービス沖縄㈱	沖縄県 浦添市	60	高速道路事業	100.0	料金収受業務、交通管理業務、点検・ 管理業務及び保全作業業務を委託して います。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路パトロール関西㈱	大阪市 淀川区	20	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路パトロール中国㈱	広島市 安佐南区	20	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路パトロール九州㈱	福岡市 博多区	20	高速道路事業	100.0	交通管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路エンジニアリング関西㈱	大阪府 茨木市	90	高速道路事業	100.0	点検・管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路エンジニアリング中国㈱	広島市 西区	70	高速道路事業	100.0	点検・管理業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路エンジニアリング四国㈱	香川県 高松市	60	高速道路事業	100.0	点検・管理業務及び保全作業業務を委 託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路エンジニアリング九州㈱	福岡市 中央区	80	高速道路事業	100.0	点検・管理業務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員2名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
西日本高速道路フ ァシリティーズ(株)	大阪府 茨木市	160	高速道路事業	100.0	点検・管理業務及び保全作業業務を委 託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路メ ンテナンス関西(株)	大阪府 茨木市	420	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路メ ンテナンス中国(株)	広島市 東区	350	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路メ ンテナンス九州(株)	福岡市 中央区	160	高速道路事業	100.0	保全作業業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路ビ ジネスサポート(株)	大阪市 淀川区	30	高速道路事業	100.0	不動産関連業務及び人材派遣業務を委 託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
西日本高速道路サ ービス・ホールデ ィングス(株)	大阪市 北区	110	S A・P A事 業	100.0	S A・P A内商業施設の管理運営を委 託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員2名
西日本高速道路ロ ジスティックス(株)	大阪市 北区	30	S A・P A事 業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
西日本高速道路リ テール(株)	大阪市 北区	71	S A・P A事 業	100.0 (100.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
芦有ドライブウェ ィ(株)	兵庫県 芦屋市	40	その他	51.0	有料道路の管理運営をしています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
NEXCO-We st USA, I nc. (注3)	米国(バ ージニア 州)	\$ 1,312,500	その他	100.0	橋梁点検技術の販売をしています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
(株)Ligari c	大阪府 吹田市	75	その他	100.0	研究開発・技術協力業務を委託してい ます。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名
(株)富士技建	大阪市 淀川区	80	高速道路事業	100.0	保全作業業務、研究開発・技術開発業 務を委託しています。 資金援助 あり 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
NEXCO西日本 コンサルタンツ(株) (注4)	広島市 東区	70	高速道路事業	100.0	保全・建設技術業務、研究開発・技術 開発業務を委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
NEXCO西日本 コミュニケーションズ(株)	大阪市 淀川区	35	その他	100.0	S A・P Aの商業施設内外における広 告媒体の管理、運営及び販売を委託し ています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員2名
NEXCO西日本 イノベーションズ (株)(注5)	大阪市 淀川区	30	高速道路事業	100.0	研究・技術開発、調査及び解析、モニ タリング、技術支援業務を委託してい ます。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員3名

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。

2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数です。

3. NEXCO-West USA, Inc.の資本金は、現地通貨単位により記載しています。

4. NEXCO西日本コンサルタンツ(株)は、令和元年5月1日に広島市東区へ移転しました。

5. NEXCO西日本イノベーションズ(株)は、令和元年9月2日に(株)フジエンジニアリングより社名変更しています。

(2) 持分法適用の子会社及び関連会社

令和2年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 割合 (%)	関係内容
沖縄道路サービス (株)	沖縄県 浦添市	30	S A・P A事 業	91.9 (68.0)	営業上の取引関係はありません。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員2名
(株)高速道路総合技 術研究所	東京都 町田市	45	高速道路事業	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び 技術開発業務を委託するとともに、滋 賀県湖南市の緑化試験・生産施設を賃 貸しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員1名
(株)NEXCOシス テムズ	東京都 新宿区	50	高速道路事業	33.3	通行料金、交通量等の電子計算業務を 委託しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
ハイウェイ・トー ル・システム(株)	東京都 中央区	75	高速道路事業	30.1 [9.8]	料金収受機械保守業務を委託していま す。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
(株)NEXCO保険 サービス	東京都 千代田区	15	その他	33.3	当社の保有する車両にかかる損害保険 の代理店業務等を実施しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 当社従業員1名
九州高速道路ター ミナル(株)	熊本市 東区	100	その他	22.3	佐賀県鳥栖市及び熊本市東区の2箇所 におけるトラックターミナル事業用地 を賃貸しています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 あり 役員の兼任等 当社従業員1名
日本高速道路イン ターナショナル(株)	東京都 千代田区	49	その他	28.7	海外における道路インフラ事業への参 入を目的としています。 資金援助 なし 設備の賃貸借 なし 役員の兼任等 なし

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。

2. 議決権の所有割合の () 内は間接所有割合で内数です。

3. 議決権の所有割合の [] 内は、当社と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより当社の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者又は当社の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の議決権の所有割合で外数となっています。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和2年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	14,546
受託事業	<2,372>
S A・P A事業	880
その他	<1,453>
全社（共通）	391 <66>
計	15,817 <3,891>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当連結会計年度における平均人員をく >で外書きしています。
2. 高速道路事業及び受託事業、S A・P A事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(2) 提出会社の状況

令和2年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,544 <325>	40.2	16.3	7,739,315

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,104
受託事業	<253>
S A・P A事業	49
その他	<6>
全社（共通）	391 <66>
計	2,544 <325>

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当事業年度における平均人員をく >で外書きしています。
2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでいます。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
4. 高速道路事業及び受託事業、S A・P A事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。
5. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

高速道路は我が国の大動脈として生活・経済活動に欠かせない重要インフラであり、当社グループは24時間365日、この高速道路の機能・サービスを間断なく提供する使命を担っています。当社グループは、リスクマネジメントを徹底し、高速道路の安全・安心を最優先に、お客さまの満足度を高め、地域の発展に寄与することにより、社会から信頼され成長する企業グループを目指すとともに、令和元年12月に策定した「高速道路における安全・安心実施計画」に基づき、高速道路の更なる機能強化を図る各種事業を着実に進めていきます。

また、以下の重要施策をはじめとする平成28年度から令和2年度までの5箇年の中期経営計画2020を策定し、グループ一丸となって推進してまいります。

- ・高速道路の安全・安心を長期にわたり確保するため、技術の高度化・効率化を図り、適切な点検・補修等を継続的に進めます。また、老朽化した道路構造物の特定更新等工事（高速道路リニューアルプロジェクト）を着実に実行します。
- ・工事中の安全管理を含めた事業リスクマネジメントの更なる強化を図っていきます。また、将来の大規模災害に備え、耐震性の向上、対応力の強化を図っていきます。
- ・日本の新たな大動脈として新名神高速道路の令和5年度全線開通を目指します。また、4車線化事業などのネットワーク機能強化を着実に進めます。
- ・お客さまと地域の皆さまに愛されるSA・PAづくりを推進します。

これらを踏まえ、以下のとおり課題に取り組んでまいります。

（災害対応力の強化）

平成30年7月豪雨、平成30年9月の台風21号等、数々の災害対応の経験を踏まえ、課題や改善策を取りまとめ、防災業務の標準的な作業手順や留意点を記した防災業務必携を策定するとともに、昼夜を問わず復旧活動を行うために必要な宿泊施設及び移動手段の確保を目的として、旅行会社と協力協定を締結しました。これにより、防災体制構築時の業務の標準化・効率化や社員の災害対応力の引き上げを図ることで、災害発生時にはお客さまの安全確保を第一に速やかな緊急車両通行の確保と高速道路機能の回復を行い、被災地域の復旧、復興及び救援活動に貢献します。

今後は、最新の知見や他機関での事例を踏まえBCP（災害対応計画）の見直し、必要に応じた社内規程等の改訂及び降雨期前の実践的な防災訓練を行うなど、引き続き当社グループにおける災害対応力の更なる強化や、危機対応能力の向上を図っていきます。

（100%の安全・安心への挑戦）

将来にわたり、お客さまに安心してご利用いただける高速道路の実現を目指して、構造物の損傷及び劣化箇所の早期の補修実施とともに高速道路リニューアルプロジェクトに引き続き取り組んでまいります。

また、地震に強い道路を目指して落橋・倒壊の防止対策に加え、被災後、速やかに緊急搬送を可能とするため、路面に大きな段差が生じないように支承の補強・交換等により更なる耐震対策を進めるとともに、原形復旧により機能の保持を行う方法から、高耐久化・高度化やメンテナンスイージー化により、補修サイクル等の改善や作業効率を図る「強化修繕」への転換を進めます。

これらにより、当社グループ一丸となり100%の安全・安心を追求してまいります。

（高速道路ネットワークの機能強化）

日本の産業と社会を支え続けてきた名神高速道路を多重化し、日本の大動脈である高速道路の信頼性を格段に高めるべく、「未来につなぐ信頼の道」新名神高速道路（天津ジャンクション～城陽ジャンクション・インターチェンジ、八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ～高槻ジャンクション・インターチェンジ）の整備を、安全対策を確実にしながら、計画的かつ着実に推進します。

また、高速道路ネットワークの機能を最大限発揮させるべく、鋭意事業を進めている四国横断自動車道（徳島東インターチェンジ～徳島ジャンクション）、播磨自動車道（播磨新宮インターチェンジ～山崎ジャンクション）、第二神明道路（永井谷ジャンクション～石ヶ谷ジャンクション）、大和北道路（奈良北インターチェンジ～郡山下ツ道ジャンクション）等の高速道路網が繋がっていない区間を整備してまいります。

さらに、ダブル連結トラックやトラック隊列走行の実現を見据え、物流の効率化及び安定的かつ円滑な交通の確保に資する新名神高速道路（甲賀土山インターチェンジ～天津ジャンクション）の6車線化や、重要インフラの緊急点検を踏まえ、暫定2車線区間の機能強化による防災及び減災対策のため広島呉道路（坂北インターチェンジ～呉インターチェンジ）の4車線化、令和2年3月31日に事業許可を受けた新名神高速道路（天津ジャンクション～城陽ジャンクション・インターチェンジ、八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ～高槻ジャンクション・インターチェンジ）の6車線化等を推進してまいります。

(工事の安全対策の強化について)

「工事安全に関する社員教育の充実」、「重大事故リスクアセスメント」、「安全協議会活動の強化」の3点を柱としてPDCAサイクルを回す「重大事故リスクマネジメントシステム」の取組みを継続的に実施し、受発注者一体となり工事の安全性を向上させ、重大事故の撲滅を目指します。

(お客さまの満足度の更なる向上)

SA・PAでは、国内外のお客さまに「楽しくにぎわいを実感いただける施設」に進化させ、新たなサービスを展開していきます。

店舗の老朽化に対応するため、計画的な建替え及び改良等の実施を行うとともに、利用しやすい店舗づくりや、地域性及交通特性を踏まえた、エリア毎のお客さまニーズにあった品揃え等により、「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」の空間を創造し、お客さまの期待を超えた価値の提供に努めていきます。

海外のお客さまの受け入れ環境の整備のため、Free Wi-Fiや外国語表記対応、エリアの免税店化、QRコード等によるモバイル決済サービスの導入等、ハード、ソフト面での受入環境を整備し、インバウンド対応の高度化を目指します。

また、小さなお子さまをお連れのご家族が安心して高速道路をご利用いただけるよう、すべてのサービスエリアにおいて24時間利用可能なベビーコーナーの設置を推進していきます。

駐車場が慢性的に混雑しているSA・PAについては、駐車マスの増設、駐車場混雑案内情報板の設置などのサービス向上の取組みを進めていきます。

(働き方改革、生産性向上及び技術力向上に向けた取組み)

高速道路は我が国の大動脈として生活及び経済活動に欠かせない重要インフラであり、これまで以上の安全・安心に向けた社会的役割を果たしていくことが求められている中で、高速道路における安全・安心と社員の健康及び安全の両立が重要な経営課題です。事業執行と経営資源のバランスを図るため、事業優先順位を明らかにし、現場支援のための人員配置等による業務執行体制の更なる強化及び生産性向上への徹底した取組みを行うとともに、システムによる労働時間の正確な把握の徹底、多様な労働時間制度や出産・育児・介護等の休暇制度の充実等により労働安全衛生面を強化し、社員が健康的に能力を最大限発揮できる環境を整えていきます。

加えて、各業務必携や手順書を整備し業務の効率化を図るとともに、実物供試体を含む研修教材の更なる充実化を図るなどリニューアルを行った茨木技術研修センターを活用し、社員の技術力の向上に努めていきます。

また、「違いを尊重し、個々が活躍し、進化し続けるチームへ」というダイバーシティ推進ビジョンのもと、女性の活躍を促進するとともに、社員一人ひとりが自律・成長することにより、会社を取り巻くさまざまな環境の変化にシなやかに対応できる組織を目指して、社員の意識への働きかけと、テレワーク勤務制度等の社員の仕事と家庭の両立に資する制度構築や環境整備の両面から、ダイバーシティ推進に向けた取組みを継続していきます。

(新型コロナウイルス感染症対策)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも、我が国の大動脈として国民の生活及び経済に不可欠である高速道路を円滑に運営するため、令和2年2月7日に「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、社員自らの感染予防(マスク着用、手指の消毒等)と職場における感染拡大防止(交代勤務、執務場所の分散、換気等)の徹底による事業の継続体制を構築しています。さらに、SA・PAのテナントにおいても、同様の取組みを徹底するとともに、客席の間引き(ソーシャルディスタンス)等に取り組んでいます。これらにより、引き続きお客さまに安心して高速道路をご利用いただけるよう努めていきます。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しています。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、投資判断は、本項及び有価証券報告書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意下さい。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、有価証券報告書提出日現在において判断しています。

1. 政策変更等に係る法的規制の変更について

当社は、会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」といいます。）及び下記(1)ないし(4)に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法、高速自動車国道法その他の道路行政関係法令等の適用があります。これら法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループの事業及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 民営化の経緯

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101号）（以下「整備法」といいます。）（以下高速道路会社法、機構法及び整備法を「民営化関係法」と総称します。）及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱を「高速道路会社」と総称します。）とともに設立されました。

(2) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること（第1条）を掲げるとともに、その事業の範囲（第5条）、機構との協定（第6条）等について規定しています。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による認可を必要とする事項

a 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等（第3条）

高速道路会社は、会社法第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

b 事業範囲外の高速道路における業務（第5条）

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

c 代表取締役等の選定等（第9条）

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

d 事業計画（第10条）

毎事業年度の事業計画の策定には、国土交通大臣の認可を必要とします。また、これを変更しようとするときも同様となります。

e 社債及び借入金（第11条）

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を必要とします。

f 重要な財産の譲渡等（第12条）

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

g 定款の変更等（第13条）

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(イ) その他の規制事項

a 調査への協力（第7条）

高速道路会社は、国又は地方公共団体が、高速道路会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければなりません。

b 会計の整理等（第14条）

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

c 国土交通大臣の監督・命令権限（第15条、第16条）

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社から報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

(ウ) 政府の財政支援

a 政府（首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱）にあつては、政府及び地方公共団体は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません（第3条第1項）。

b 政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます（附則第3条）。

なお、当連結会計年度において保証契約の実績はなく、翌連結会計年度においてもその予定はありません。

(エ) 特例措置（第8条）

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(オ) 会社の合併（附則第2条）

政府は、本州四国連絡高速道路㈱について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時に、同社と当社との合併に必要な措置を講ずるものとされています。

(3) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金（高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。）を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としています（第1条）。特措法には、会社による高速道路の整備等（第3条ないし第9条）、道路資産（道路（道路法（昭和27年法律第180号）（以下「道路法」といいます。）第2条第1項に規定する道路を意味します。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。）を意味します。）等の帰属（第51条）等、当社に関連する事項が規定されています。

② 概要

(ア) 国土交通大臣による許可・認可を必要とする事項

a 高速道路の新設又は改築（第3条）

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。

b 供用約款（第6条）

許可に基づき料金を徴収しようとするときは、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

- c 工事の廃止（第21条）
許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときには、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。
 - d 料金徴収の対象等（第24条）
特措法の規定により料金を徴収することができる道路について、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができます。
 - e 他人の土地の立入り、一時使用等（第44条）
高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合において、他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければなりません。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、15日以内の期間一時使用をするときはこの限りではありません。
- (イ) 道路資産等の帰属（第51条）
- a 高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、下記(ウ) eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。
 - b 高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。
 - c 高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。
- (ウ) その他の事項
- a 高速道路会社の行う高速道路の維持、修繕等（第4条）
高速道路会社は、許可を受けて新設し、又は改築した高速道路については、下記eによりあらかじめ公告する工事完了の日の翌日から公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行うものとされています。
 - b 供用約款の掲示（第7条）
高速道路会社は、認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
 - c 高速道路会社による道路管理者の権限の代行（第9条）
高速道路会社は、許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合には、当該高速道路の道路管理者（高速自動車国道においては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第18条第1項に規定する道路管理者を意味します。）に代わって、その権限の一部を代行します。
 - d 料金の額等の基準（第23条）
料金の額について、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等、その基準が規定されています。
 - e 公告（第22条、第24条、第25条）
高速道路会社は、許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするとき、かかる工事の全部若しくは一部を完了し又は工事を廃止しようとするとき、料金徴収のための通行方法を定めたとき、又は料金を徴収しようとするときは、あらかじめ公告をしなければなりません。また、高速道路会社は、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について認可を受けたときは、その旨公告するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければなりません。
 - f 割増金（第26条、第42条）
高速道路会社は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができます。当該割増金は、高速道路会社の収入となります。
 - g 道路の工事の検査（第27条）
高速道路会社は、特措法の規定による許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通大臣の検査を受けなければなりません。

h 法令違反等に関する監督（第46条）

国土交通大臣は、高速道路会社が上記(ア) a の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は上記(ウ) a により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」といいます。）に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

i 料金に関する監督（第47条）

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

j 道路の管理に関する勧告等（第48条）

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

(4) その他の関係法令

① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としています（第1条）。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容（第13条）、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等（第15条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等（第16条）、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準（第17条）等が規定されています。

② 日本道路公団等民営化関係法施行法

民営化関係法施行法は、民営化関係法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものです（第1条）。

(5) 見直し

民営化関係法施行法附則第2条において、政府は、民営化関係法施行法の施行（平成17年10月1日）後10年以内に、民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめています。この業務点検結果を受け、当社は関係機関と調整のうえ必要な取組みを行っていきます。

2. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しています。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されています。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があると認めるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされています。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされています。貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ各協定において定められている計画収入の額と比較して一定の割合（全国路線網協定に係るものについては1%、広島呉道路協定に係るものについては2%、八木山バイパス協定（その2）に係るものについては3%）を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされています。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、各協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しています。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており（上記「1. 政策変更等に係る法的規制の変更について（3）道路整備特別措置法 ② 概要(ウ) その他の事項 d 料金の額等の基準（第23条）」をご参照下さい。）、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としています。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、各協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を一定の割合（全国路線網協定に係るものについては1%、広島呉道路協定に係るものについては2%、八木山バイパス協定（その2）に係るものについては3%）を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されています。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り。）に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められています。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされています。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引き渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（上記「1. 政策変更等に係る法的規則の変更について（3）道路整備特別措置法 ② 概要(イ)道路資産等の帰属（第51条）a」をご参照下さい。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 他の連帯債務者の存在

当社、機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は、それぞれ、日本道路公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と、機構、東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)との間に、連帯債務関係が生じています（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが重疊的（併存的）債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、当該他の連帯債務者の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしています。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 季節性

当社グループの事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社及び航空会社等の対抗輸送機関と、SA・PA事業においては周辺の商業施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等による顧客離れが顕在化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 経済情勢

我が国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン代等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. コンピューターシステム

当社グループは、高速道路の料金の収受に関するETC及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。従って、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. 自然災害等の発生

地震、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害や大事故、テロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、SA・PAその他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 感染症の発生

新型コロナウイルス等感染症の感染拡大・流行により、経済活動の抑制に伴う移動の自粛や制限が生じた場合、高速道路、SA・PAその他当社グループの施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行による料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されていませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合、訴訟等への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産にかかる税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされていましたが、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）により、令和7年度までに延長されています。かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報等の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理していますが、何らかの理由により個人情報等の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度において、当社グループが事業を行う西日本地域は、大雨により令和元年7月に九州自動車道（溝辺鹿兒島空港インターチェンジ～加治木ジャンクション）が、令和元年8月に長崎自動車道武雄ジャンクション（武雄北方インターチェンジ～嬉野インターチェンジ）が、令和元年9月に中国自動車道（北房インターチェンジ～新見インターチェンジ）が相次いで被災しました。

これらの災害に伴い、通行止め等の通行の制限を余儀なくされたほか、構造物等に損傷が生じましたが、その都度、関係機関等からのご協力のもと、当社グループの総力を集結し復旧を進めました。

こうしたなかで、当社グループは、「私たちはリスクマネジメントを徹底し、高速道路の安全・安心を最優先に、お客さまの満足度を高め、地域の発展に寄与することにより、社会から信頼され成長する企業グループをめざします」というグループ理念のもと、100%の安全・安心の確保を目指し、さらに満足度の高い機能・サービスの提供を行うべく事業を展開しました。

一方、わが国の経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復が続く状況で推移しましたが、当連結会計年度末にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により足下で大幅に下押しされ、厳しい状況に陥りました。

当社グループが運営する高速道路事業においては、通行台数は、景気回復の影響等により前期比2.0%増となり、料金収入は、前期比2.0%増（798,216百万円）となりました。

また、高速道路ネットワークの形成・充実に向けて道路建設事業を着実に進め、長崎自動車道（長崎芒塚インターチェンジ～長崎多良見インターチェンジ）の4車線化が完成したほか、中国自動車道湯田温泉スマートインターチェンジ等の供用を開始しました。

高速道路事業以外の事業においては、SA・PA事業を中心に展開し、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、店舗及びガスタンクステーションの売上は前期比0.8%減の161,965百万円となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は1,087,036百万円（前連結会計年度比0.8%増）、営業費用は1,080,288百万円（同1.1%増）、営業利益は6,747百万円（同32.8%減）、経常利益は9,689百万円（同25.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6,531百万円（同33.5%減）となりました。

今後、「高速道路における安全・安心基本計画」（令和元年9月国土交通省）を踏まえ、令和元年12月に策定した「高速道路における安全・安心実施計画」に基づき、暫定2車線区間の解消、災害時におけるネットワークの確保等の高速道路の更なる機能強化を図る各種事業を着実に推進していきます。

各セグメントの概況は次のとおりです。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、機構との協定、特措法第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

まず、道路管理事業については、平成30年9月4日に上陸した台風21号に伴いタンカー船が衝突し橋桁に大きな損傷を受けた関西国際空港連絡橋（下り線）においては、平成31年4月8日に当該区間の6車線復旧を完了させたほか、平成30年7月豪雨に伴う土砂崩落により立川橋（上り線）の上部工が流失した高知自動車道（新宮インターチェンジ～大豊インターチェンジ）においては、令和元年7月8日に上下線各2車線の4車線復旧を完了させる等、当社グループと関係機関等が一丸となって迅速な復旧に取り組みました。また、令和元年7月の大雨の影響により土砂崩れが生じた九州自動車道（溝辺鹿兒島空港インターチェンジ～加治木ジャンクション）、令和元年9月の大雨の影響により土砂崩れが生じた中国自動車道（北房インターチェンジ～新見インターチェンジ）について復旧を行ったほか、令和元年8月の大雨の影響によりり面変状が発生した長崎自動車道武雄ジャンクション（武雄北方インターチェンジ～嬉野インターチェンジ）については、現在上り線を利用して対面通行として運用しており、令和2年秋頃までの4車線復旧を目指して鋭意取り組んでいます。

高速道路リニューアルプロジェクトについては、地方部での事業の推進に加えて、関西圏の都市部での大規模な交通規制を伴う工事の着手に向け、関係機関との調整等を着実に推進しました。また、地震に強い道路を目指して、平成28年熊本地震の被災状況を踏まえ、橋梁の更なる耐震補強を推進しました。

災害対応力の強化については、令和元年度に発生した長崎自動車道武雄ジャンクションにおけるり面防災等を踏まえ、長期的な復旧体制の運用方法や通行止め時の迂回路広報等について、防災業務の標準的な作業手順や留意点を記した防災対策業務必携の改訂を行いました。また、昼夜を問わず復旧活動を行うために必要な宿泊施設及び移手段の確保を目的として、旅行会社と協力協定を締結しました。

冬季の高速道路の安全・安心については、テレビCMによる安全走行の啓発、ホームページ等による事前の通行止め予想の情報提供や温塩水散布車の全支社への配備等の取組みにより、安全で円滑な交通確保に努めました。また、事務所間での雪氷対策車両の連携応援、警察との調整が完了した区間におけるチェーン規制の導

入や、気象・交通状況の共有など他の道路管理者、交通管理者等との連携により道路ネットワークの機能への影響を最小化するための取組みを進めました。

より安心かつ快適な道路環境を提供するため、事故多発箇所を中心としたハード対策や交通安全キャンペーン等によるソフト対策等、引き続き交通安全対策に取り組みました。対面通行区間での正面衝突事故防止のため、これまでのラバーポールに代えてワイヤロープを設置したほか、逆走による重大事故ゼロの実現のため、行先を誤ったお客さまに対して適切な対処方法をご案内する看板の設置や一般道接続部等での誤進入対策、一般公募で寄せられた逆走防止技術の現地展開を進めました。道路の劣化を進行させる要因の一つである、重量超過等の車両制限令に違反する車両に対しては、積載物の軽減や通行の中止など厳格な措置を実施し、警察への告発を行うものなど、指導及び取り締まりに引き続き取り組みました。また、交通事故をゼロにするための危険運転撲滅プロジェクト（通称「SNDプロジェクト」）をラジオ局や他の高速道路会社と共同で始動し、継続的な交通安全啓発活動への取組みを開始しました。

また、令和元年10月には、山陽自動車道（河内インターチェンジ～五日市インターチェンジ）において、ETC2.0等のデータを活用しAIにより補正した所要時間の提供を試行的に開始しました。

上記の取組みに加え、点検から補修までの、一連の業務サイクルである「保全事業システム」を推進し、技術者の育成、点検の精度向上及び点検作業の安全性向上を目的に点検支援技術の活用を開始しました。

近畿圏の新たな高速道路料金については、平成31年4月1日に、第二神明道路が新たな料金に移行し対距離料金の導入や5車種区分への統一を行ったほか、阪神高速8号京都線（鴨川東インターチェンジ～巨椋池本線料金所）及び第二阪奈有料道路が当社に移管され新たな料金に移行しました。

令和2年3月30日には、高速道路を迂回した中型車以上の自動車地域が生活道路に入り込みにくくし、地域の安全性を向上させることを目的として、延岡南道路の通行料金を変更しました。

また、システム上の制約にとらわれず、必要な料金施策を必要な時期に実施出来るようにするため、様々な料金施策に迅速かつ正確に対応可能な新料金システムの構築に向けて、検討に着手しました。

次に、道路建設事業については、新名神高速道路の着実な整備や4車線化を推進するなど、高速道路ネットワークの形成及び充実に図りました。令和元年6月28日に長崎自動車道（長崎芒塚インターチェンジ～長崎多良見インターチェンジ）間の4車線化が完了しました。その他、東九州自動車道佐伯弥生パーキングエリア（上り線）や、東九州自動車道国富スマートインターチェンジ他3箇所のスマートインターチェンジの供用を開始しました。

工事の安全対策については、全社的な工事安全レベルの向上を図るため、各支社において安全協議会の「安全対策部会」を、本社において「工事安全推進会議」をそれぞれ開催し、発注者による安全確認や啓発活動を通して、工事施工会社の安全意識を高めるとともに、重大事故リスクアセスメントの実施等、受発注者一体となり工事安全管理に取り組みました。

また、令和元年9月27日に徳島自動車道阿波スマートインターチェンジ（仮称）、令和2年3月31日に新名神高速道路（天津ジャンクション～城陽ジャンクション・インターチェンジ、八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ～高槻ジャンクション・インターチェンジ）の6車線化、舞鶴若狭自動車道（大飯高浜インターチェンジ～小浜西インターチェンジ）他5箇所の4車線化等について事業許可を受けました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は1,040,914百万円（前連結会計年度比1.2%増）、営業費用は1,038,360百万円（同1.3%増）となり、営業利益は2,553百万円（同39.0%減）となりました。

（受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画、建設及び管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力及びノウハウを活かして、国及び地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は5,631百万円（前連結会計年度比23.3%減）、営業費用は5,718百万円（同20.2%減）となり、営業損失は87百万円（前連結会計年度は営業利益174百万円）となりました。

（SA・PA事業）

SA・PA事業においては、テナント各社と協力し、SA・PAを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」へ変革することを目指し、地域性や交通特性を踏まえた店づくり、エリア毎のお客さまニーズに合った品揃え等による店舗展開を実施するとともに、令和元年10月1日からの消費税の適用税率の変更について、お客さまにわかりやすい説明に努め、円滑に導入することができました。

また、宮崎自動車道山之口サービスエリア（上り線・下り線）及び中国自動車道安富パーキングエリア（上り線・下り線）のリニューアルオープンなど、老朽化への対応を着実に実施しました。特に、山之口サービスエリア（上り線・下り線）においては、建替工事期間中のお客さまサービスの低下を改善するため、曳家を活用した建替を実施するなど、新たな取組みにチャレンジしました。

地域とともに発展するエリアを目指し、地域の観光PR等に使っていただけるスペースを提供するとともに、地域物産展や地元自治体等と連携したイベントを積極的に開催するなど、地域との連携の強化及び推進を

図りました。また、小さなお子さまをお連れのご家族が快適に高速道路をご利用いただけるよう、24時間利用可能なベビーコーナーの設置や乳児用液体ミルクの販売を開始するなど、子育て応援の取組みを実施しました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は33,070百万円（前連結会計年度比2.0%減）、営業費用は29,831百万円（同2.5%増）となり、営業利益は3,238百万円（同30.0%減）となりました。

（その他）

その他においては、福岡市天神地区における駐車場事業、建設等のコンサルティング事業、一般自動車道事業、ウルトラファインバブル事業、広告事業、海外における高速道路事業、佐賀県鳥栖市及び熊本市東区の2ヶ所におけるトラックターミナル事業等を行っています。

また、インドネシアにおける有料道路事業の拡大を目指して、令和2年3月30日にインドネシアの高速道路運営会社PT Margautama Nusantara（マルガウタマ ヌサンタラ）株式の一部を取得する契約を締結しました。

当連結会計年度のその他全体としては、営業収益は9,248百万円（前連結会計年度比7.5%減）、営業費用は8,208百万円（同7.9%減）となり、営業利益は1,040百万円（同4.6%減）となりました。

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ14,590百万円減少し、1,380,434百万円となりました。有価証券が減少したことが主な要因です。

負債は、前連結会計年度末に比べ22,650百万円減少し、1,159,891百万円となりました。高速道路事業営業未払金が減少したことが主な要因です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ8,059百万円増加し、220,543百万円となりました。当期純利益の計上による利益剰余金の増加が主な要因です。

自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ0.8ポイント上昇し、16.0%となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の期末残高は220,271百万円（前連結会計年度比21.8%減）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は85,594百万円（前連結会計年度比3.7%減）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益8,999百万円に加え、減価償却費27,952百万円の資金の獲得があったものの、たな卸資産の増加額80,373百万円に加え、仕入債務の減少額80,190百万円や法人税等の支払額5,780百万円といった資金の使用があったためです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は33,269百万円（前連結会計年度比3.4%減）となりました。これは主に、料金収受機械、E T C装置等の設備投資32,801百万円の資金の使用があったためです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は57,581百万円（前連結会計年度比67.5%減）となりました。これは主に、長期借入れ及び道路建設関係社債発行による資金の獲得300,687百万円があったものの、長期借入金の返済及び道路建設関係社債償還による資金の使用242,082百万円（機構法第15条第1項による債務引受額241,718百万円を含みます。）があったためです。

なお、建設投資（仕掛道路資産）に係る有利子負債は、建設投資（仕掛道路資産）を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引き受けます。

(参考情報)

提出会社の当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりです。

なお、「高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表」については、後記「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 ②損益計算書 営業費用明細書のうち高速道路事業原価明細書」をご参照ください。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）第6条の規定により作成しています。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

区分	金額（百万円）	
1. 営業収益		
料金収入	798,427	
道路資産完成高	239,641	
受託業務収入	0	
その他の売上高	854	1,038,924
2. 営業外収益		
受取利息	0	
有価証券利息	0	
受取配当金	900	
土地物件貸付料	4	
雑収入	366	1,270
3. 特別利益		
固定資産売却益	8	8
高速道路事業営業収益等合計		1,040,203

(注) 収益の配賦基準は次のとおりです。

1. 高速道路事業又はその他収益として事業が特定できるものは、各々の特定の事業部門に直接配賦しています。
2. 事業が特定できないものについては、営業損益比により各事業へ配賦しています。

(3)生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を、金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「1. 経営成績等の状況の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しています。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てています。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされています。なお、各連結会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合がありますが機構との協定に基づき、賃借料の着実な支払いを行うことが重要であるとの認識から、将来の社会経済変動及び自然災害の発生により料金収入が変動した場合等を想定し、高速道路事業に係る利益を備えるために積み立てています。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうがより多い傾向にあります。

なお、高速道路事業の収益には、インセンティブ助成金収入が含まれています。インセンティブ助成金とは、機構法第12条第1項第8号の規定に基づき、当社が経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を行った際に、機構より縮減額の一部を助成されるものです。当連結会計年度におけるインセンティブ助成金を原資とする支出は35百万円となっています。当連結会計年度末におけるインセンティブ助成金残高は556百万円であり、利益剰余金に留保されています。

② 機構による債務引受け等について

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重量的（併存的）債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しています。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、原則当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じています（民営化関係法施行法第16条）。

(2) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。かかる連結財務諸表の作成に際しては、決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っていますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に以下の会計方針が、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りについては、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 追加情報」及び「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 追加情報」に記載しています。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しています。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っています。

③ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しています。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び長期期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しています。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しています。

⑥ 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性を判断する際、将来の課税所得を合理的に見積もっています。よって、将来の課税所得の見積額に変更が生じた場合、繰延税金資産が増額又は減額され、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当連結会計年度における高速道路事業の営業収益については、道路資産完成高の減少があったものの、長崎自動車道（長崎芒塚インターチェンジ～長崎多良見インターチェンジ）の4車線化が完成したほか、中国自動車道湯田温泉スマートインターチェンジ等の供用を開始したことや、景気回復の影響等により1,040,914百万円（前連結会計年度比1.2%増）となりました。受託事業の営業収益については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等により5,631百万円（同23.3%減）、SA・PA事業の営業収益については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により33,070百万円（同2.0%減）、その他の営業収益については、連結子会社の外販が減少したこと等により9,248百万円（同7.5%減）となりました。以上により、当連結会計年度における営業収益合計は、1,087,036百万円（同0.8%増）となりました。

② 営業利益

当連結会計年度における高速道路事業にかかる営業費用は、道路資産賃借料の増加等により1,038,360百万円（前連結会計年度比1.3%増）となり、受託事業の営業費用については、国及び地方公共団体の委託に基づく工事が減少したこと等により5,718百万円（同20.2%減）、S A・P A事業の営業費用については、消費税率の変更に伴うシステム改修等により29,831百万円（同2.5%増）、その他の営業費用については8,208百万円（同7.9%減）となりました。以上により、当連結会計年度における営業費用合計は、1,080,288百万円（同1.1%増）となりました。

その結果、当連結会計年度における営業利益は、6,747百万円（同32.8%減）となりました。その内訳は、高速道路事業の営業利益は2,553百万円（同39.0%減）、受託事業の営業損失は87百万円（前連結会計年度は営業利益174百万円）、S A・P A事業の営業利益は3,238百万円（前連結会計年度比30.0%減）、その他の営業利益は1,040百万円（同4.6%減）です。

③ 経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、土地物件貸付料763百万円等の計上により3,336百万円（前連結会計年度比2.8%増）となり、営業外費用は、損害賠償金197百万円等の計上により394百万円（同9.2%増）となりました。その結果、当連結会計年度の経常利益は、9,689百万円（同25.0%減）となりました。

④ 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、固定資産売却益55百万円等の計上により110百万円（前連結会計年度比84.8%減）となり、特別損失は、減損損失624百万円及び投資有価証券評価損103百万円等の計上により800百万円（前連結会計年度は266百万円）となりました。

その結果、税金等調整前当期純利益は8,999百万円（前連結会計年度比32.8%減）となり、これから法人税等合計2,473百万円（同30.4%減）及び非支配株主に帰属する当期純損失5百万円（前連結会計年度は非支配株主に帰属する当期純利益15百万円）を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は、6,531百万円（前連結会計年度比33.5%減）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

① キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析は、前記「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1. 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

② 資金調達

資金の調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産にかかる投資については、道路建設関係社債の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関等からの借入れを通じて実施しました。

資金の調達においては低利且つ安定的な調達を目指し、道路建設関係社債の発行を基軸としつつ、金融機関等からの借入れも実施し、調達バランスの最適化を図っています。

また、令和2年度においては、財政融資資金の借入れを行います。

③ 資金需要と設備投資

当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金です。

道路資産賃借料の支払いには高速道路料金収入を、道路資産の建設資金には道路建設関係社債の発行及び機構からの無利子借入金並びに金融機関等からの借入金を充てております。

なお、資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しています。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 機構と締結する協定について

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（全国路線網協定、広島呉道路協定、南阪奈道路協定、八木山バイパス協定及び那覇空港自動車道協定）を平成18年3月31日付で締結（平成18年4月1日施行）、平成31年3月26日付で新たな協定（八木山バイパス協定（その2））を締結しています（平成31年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としています。なお、広島呉道路協定については、令和元年7月1日午前0時、また南阪奈道路協定については、平成30年4月1日午前0時をもって全国路線網協定に編入され、八木山バイパス協定については平成26年10月1日午前0時、また那覇空港自動車道協定については平成21年3月28日午前0時をもって期間満了の上終了し、一般国道201号（八木山バイパス）及び一般国道506号（那覇空港自動車道（南風原道路））はそれぞれ無料開放され、道路の管理は国に引き継がれています。

当該協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限ります。）の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められています。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることができます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされています。

貸付料については、各協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、①あらかじめ各協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、全国路線網協定にあつては計画収入の1%、広島呉道路協定にあつては計画収入の2%、八木山バイパス協定（その2）にあつては計画収入の3%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、各協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、②計画収入から、全国路線網協定にあつては計画収入の1%、広島呉道路協定にあつては計画収入の2%、八木山バイパス協定（その2）にあつては計画収入の3%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、各協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされています。

当社及び機構は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で締結した協定のうち全国路線網協定について、徳島自動車道（阿波スマートインターチェンジ）の新規事業化を反映し、令和元年9月20日付けで当該協定を一部変更しました。

さらに、新名神高速道路（大津ジャンクション～城陽ジャンクション・インターチェンジ、八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ～高槻ジャンクション・インターチェンジ）の6車線化、舞鶴若狭自動車道（大飯高浜インターチェンジ～小浜西インターチェンジ）他5箇所（4車線化事業化等）を反映し、令和2年3月27日付で当該協定を一部変更しました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、休日割引の適用について見直しを行い、令和2年4月28日付で当該協定を一部変更しました。

(2) 東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して業務を行う際又は共通する課題を検討する際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成17年10月1日付で業務の連携等に関する包括協定を締結しています。

当該包括協定において、業務等の実施方法、費用負担等の必要な事項については、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、当社は、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間で、3社が連携又は共同して行う経理・財務業務、給与・厚生業務、料金徴収・料金事務センター運營業務及び研究開発・技術協力業務等の実施方法に関して、それぞれ平成17年10月1日付で個別協定（以下「個別協定」と総称します。）を締結しています。

これらの個別協定の有効期間は、包括協定締結時点において、平成17年10月1日から平成18年3月31日までとされていますが、有効期間が満了する1ヶ月前又は3ヶ月前（いずれによるかは各個別協定において定められています。）までに当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱のいずれからも個別協定の内容の変更の申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後この例に従うとされています。上記に基づき、当該個別協定のうち、料金徴収・料金事務センター運營業務は、自動更新され現在に至っています。

また、研究開発・技術協力業務に関しましては、中日本高速道路㈱に設置された中央研究所にて3社の調査・研究及び技術開発業務を取り扱っていましたが、かかる業務が当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱と共同して行う新設分割により平成19年4月2日に設立された㈱高速道路総合技術研究所に承継されたことに伴い、平成19年4月1日付で新たな個別協定を締結し、自動更新され現在に至っています。

(3) 東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間の業務の連携等に関する包括協定について

当社は、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、首都高速道路㈱及び阪神高速道路㈱との間で、5社が海外事業において連携又は共同して業務を行う際に必要となる基本的な事項を包括的に定め、もって業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的として、平成23年8月10日付で海外事業の連携等に関する包括協定を締結しています。

これに基づき、上記5社の出資により、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理、その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等の実施を目的とした日本高速道路インターナショナル㈱が平成23年9月1日付で設立されました。

また、当該包括協定においては、業務の実施方法等の必要な事項について、別途個別協定を締結することとされており、これに基づき、上記5社及び日本高速道路インターナショナル㈱の6社は、平成23年9月1日付で、日本高速道路インターナショナル㈱の運営にあたり必要な事項を定める協定を締結し、さらに、世界各国における高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理その他高速道路に関する事業、国際協力及び国際交流に関する事業等に関し、上記5社又はその一部が、その業務の一部を日本高速道路インターナショナル㈱に対して業務委託する場合における方法を定めた業務委託基本協定を同日付で締結し、自動更新され現在に至っています。

上記協定のほか、令和元年6月3日付で東日本高速道路㈱に設置された料金システム開発室の運営に関し個別協定を締結しました。

料金システム開発室の運営に関する協定の有効期限は、令和元年6月3日から令和2年3月31日までとされていますが、有効期限が満了する3ヶ月前までに上記3社のいずれからも内容の変更の申し出がない場合は、有効期限満了日の翌日からさらに1年間有効とし、以後この例に従うとされており、現在に至っています。

5 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、高速道路事業の使命である「100%の安全・安心の追求」、
「高品質な道路の構築」、「点検の信頼性向上」及び「環境保全・創造」であり、高速道路ネットワークの機能を今後も永続的に活用していくために、少子高齢化や労働者不足、技能者の高齢化による技術力低下、地震や豪雨等の自然災害による被災、地球温暖化といった社会環境の変化、特定更新等工事に対応した技術開発に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,252百万円となりました。

なお、当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しています。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は1,235百万円です。

(2) 受託事業、SA・PA事業及びその他に係る研究開発費は16百万円です。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されていません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しています。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しています。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1)設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額33,454百万円（リース資産1,284百万円を除く）の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C装置等に総額23,893百万円（リース資産1,052百万円を除く）の設備投資を行いました。

S A・P A事業については、当連結会計年度においては主にS A・P A店舗の増改築等に総額4,282百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数のセグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度において重要な新規設備投資は行っていません。

なお、当連結会計年度において重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりです。

① 提出会社

令和2年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置及び車両運搬具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
吹田インターチェンジ他 471箇所等 (大阪府吹田市他)	高速道路事業	料金徴収施設等	44,611	71,938	495 (5)	17,776	134,821	—
吹田サービスエリア (上り線) 他260箇所 (大阪府吹田市他) (注2)	S A ・ P A 事業	S A ・ P A 施設	22,663	1,365	65,300 (1,504)	1,378	90,708	—
福岡中央自動車駐車場 (福岡市中央区) (注3)	その他	有料駐車場	39	19	— (—) [5]	0	58	—
トラックターミナル (佐賀県鳥栖市及び熊本 市東区)	その他	トラックターミナル	0	—	1,230 (118)	—	1,230	—
竹田高架下他117箇所 (京都市伏見区他)	その他	占用施設等	282	257	666 (94)	209	1,415	—
本社他55事業所及び社宅 等 (大阪市北区他) (注4)	全社(共通)	本社、支社及び社宅等	6,501	149	10,592 (70) [29]	12,797	30,041	2,544 <325>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計です。

2. S A ・ P A 施設の土地には、連結子会社である西日本高速道路サービス・ホールディングス㈱に賃貸している面積280千㎡を含みます。

3. 福岡中央自動車駐車場の土地を福岡市から占用しており、当連結会計年度における占用料は65百万円です。なお、占用している土地の面積については、[]で外書きしています。

4. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は1,972百万円です。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしています。

5. 料金所及び高速道路事務所の建物及び土地は、後記「2 道路資産」に記載の借受道路資産に含まれており、上記には記載していません。

6. 現在休止中の主要な設備はありません。

7. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は当連結会計年度における平均人員を<>で外書きしています。

8. 設備ごとの従業員数は、把握が困難なため記載していません。

9. 上記金額には消費税等は含まれていません。

② 国内子会社

令和2年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路サ ービス関西(株)	本社他 (大阪府吹田 市他)	高速道路事業	工具・器 具・備品等	4	—	—	151	155	2,818
西日本高速道路サ ービス中国(株)	本社他 (広島市南区 他)	高速道路事業	建物附属設 備等	1	—	—	36	38	964
西日本高速道路サ ービス四国(株)	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	工具・器 具・備品等	18	—	—	17	35	645
西日本高速道路サ ービス九州(株)	本社他 (福岡県太宰 府市他)	高速道路事業	電気設備等	0	—	—	68	68	1,512 <160>
西日本高速道路総 合サービス沖縄(株)	本社他 (沖縄県浦添 市他)	高速道路事業	作業器具等	18	5	—	32	56	365
西日本高速道路パ トロール関西(株)	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	社宅等	20	—	85 (1)	34	140	443
西日本高速道路パ トロール中国(株)	本社他 (広島市安佐 南区他)	高速道路事業	社宅等	19	0	101 (1)	50	171	312
西日本高速道路パ トロール九州(株)	本社他 (福岡市博多 区他)	高速道路事業	事業所等	52	—	75 (0)	43	171	329
西日本高速道路エ ンジニアリング関 西(株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	事業所等	1,135	0	1,134 (5) [4]	981	3,252	780 <207>
西日本高速道路エ ンジニアリング中 国(株)	本社他 (広島市西区 他)	高速道路事業	事業所等	924	554	1,135 (35) [11]	605	3,219	762 <188>
西日本高速道路エ ンジニアリング四 国(株)	本社他 (香川県高松 市他)	高速道路事業	事業所等	351	112	557 (8) [1]	397	1,418	412 <73>
西日本高速道路エ ンジニアリング九 州(株)	本社他 (福岡市中央 区他)	高速道路事業	事業所等	2,297	127	2,177 (10)	450	5,053	614 <118>
西日本高速道路フ ァシリティーズ(株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	作業器具等	144	137	— [2]	375	657	608
西日本高速道路メ ンテナンス関西(株)	本社他 (大阪府茨木 市他)	高速道路事業	事業所等	643	181	386 (9) [9]	475	1,686	519
西日本高速道路メ ンテナンス中国(株)	本社他 (広島市東区 他)	高速道路事業	事業所等	97	37	152 (4)	134	421	297
西日本高速道路メ ンテナンス九州(株)	本社他 (福岡市中央 区他)	高速道路事業	事業所等	54	4	88 (2) [3]	717	865	460 <60>
西日本高速道路ビ ジネスサポート(株)	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	事業所等	13	—	—	33	47	370 <974>

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
西日本高速道路サー ビス・ホールデ ィングス(株) (注2)	本社他 (大阪市北区 他)	SA・PA事 業	事業所、営 業用建物等	208	0	— [280]	1,120	1,330	213
西日本高速道路ロ ジスティックス(株)	本社他 (大阪市北区 他)	SA・PA事 業	事業所、営 業用建物等	32	—	—	50	82	261 <183>
西日本高速道路リ テール(株)	本社他 (大阪市北区 他)	SA・PA事 業	事務所、営 業用建物等	395	0	52 (2)	184	632	286 <1,241>
芦有ドライブウェ ィ(株)	本社 (兵庫県芦屋 市)	その他	一般自動車 道等	160	25	19 (25)	3	209	32
(株) Ligari c	本社 (大阪府吹田 市)	その他	事務所、建 物附属設備	2	7	—	12	21	4
(株)富士技建	本社他 (大阪市淀川 区他)	高速道路事業	事業所等	217	85	1,039 (7) [4]	40	1,383	127 <17>
NEXCO西日本 コンサルタンツ(株)	本社他 (広島市東区 他)	高速道路事業	事業所等	186	5	92 (0)	60	344	74 <12>
NEXCO西日本 コミュニケーション ズ(株)	本社 (大阪市淀川 区)	その他	工具、器具 及び備品等	3	—	—	58	62	25
NEXCO西日本 イノベーションズ (株)	本社 (大阪市淀川 区)	高速道路事業	事業所等	33	3	237 (0)	18	293	31 <5>

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計です。
2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度における賃借料は10,617百万円です。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしています。
3. 現在休止中の主要な設備はありません。
4. 臨時従業員数を<>で外書きし、臨時従業員数が従業員数の100分の10未満である会社は、臨時従業員数の記載を省略しています。
5. 上記金額には消費税等は含まれていません。

③ 在外子会社

令和2年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び車両運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
NEXCO-We st USA, I nc.	本社(米国バ ージニア州)	その他	作業器具等	—	18	—	11	30	10

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、リース資産(売買取引に係る方法に準じた会計処理のリース資産)、建設仮勘定及び無形固定資産の合計です。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 臨時従業員数を<>で外書きしています。
4. 上記金額には消費税等は含まれていません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりです。

なお、重要な除却等の計画はありません。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 八幡京田辺料金 所 他	京都府八幡市 他	高速道路事業	料金所設備等 (E T C 等)	27,974	—	自己資金	令和2年4月	令和3年3月
当社 壇之浦パーキン グエリア 他	山口県下関市 他	S A ・ P A 事 業	営業用建物	4,412	570	自己資金	平成30年6月	令和3年10月
当社 福岡中央自動車 駐車場	福岡市中央区	その他	有料駐車場	1,202	38	自己資金	平成30年2月	令和4年4月
西日本高速道路 サービス・ホー ルディングス(株)	大阪市北区他	S A ・ P A 事 業	営業用システ ム等	151	35	自己資金	令和元年7月	令和2年7月
西日本高速道路 エンジニアリン グ中国(株)	広島市西区	高速道路事業	基幹システム	290	32	自己資金	平成31年4月	令和3年2月
西日本高速道路 ファシリティー ズ(株)	広島市安佐南 区	高速道路事業	事業所建物	360	—	自己資金	令和元年6月	令和2年9月

(注) 上記金額には消費税等は含まれていません。

2【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社グループは、当連結会計年度において、高速自動車国道中国縦貫自動車道等の新設、改築及び高速自動車国道中央自動車道西宮線などの修繕等を通じ総額321,354百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し借受道路資産として当社が借受けることとなった道路資産は、総額239,641百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道 近畿自動車道松原那智勝浦線	新設・改築 （和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町天満まで）	令和2年3月	1,830
高速自動車国道 近畿自動車道敦賀線	新設・改築 （京都府綾部市上杉町から京都府舞鶴市字堀まで）	令和2年3月	297
高速自動車国道 中国縦貫自動車道	新設・改築 （湯田温泉スマートインターチェンジ）	令和2年3月	2,634
高速自動車国道 四国縦貫自動車道	新設・改築 （中山スマートインターチェンジ）	令和2年3月	1,346
高速自動車国道 九州縦貫自動車道鹿児島線	新設・改築 （人吉球磨スマートインターチェンジ）	令和元年8月	3,174
高速自動車国道 九州縦貫自動車道鹿児島線	新設・改築 （桜島スマートインターチェンジ）	令和2年3月	75
高速自動車国道 九州縦貫自動車道鹿児島線	新設・改築 （北熊本スマートインターチェンジ）	令和2年3月	134
高速自動車国道 九州横断自動車道長崎大分線	新設・改築 （長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで）	令和元年6月	2,395
高速自動車国道 九州横断自動車道長崎大分線	新設・改築 （別府湾スマートインターチェンジ（上り線））	令和元年10月	28
高速自動車国道 東九州自動車道	新設・改築 （佐伯弥生パーキングエリア）	令和元年9月	825
高速自動車国道 東九州自動車道	新設・改築 （国富スマートインターチェンジ）	令和元年10月	2,568
一般国道163号 （第二阪奈道路）	新設・改築 （大阪府東大阪市西石切町から奈良県奈良市宝来町まで）	平成31年4月	88,638
一般国道10号 （延岡南道路）	新設・改築 （宮崎県延岡市石田町から宮崎県延岡市伊形町まで）	令和2年3月	1,464
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	修繕	令和元年6月 令和元年9月 令和元年12月 令和2年3月	108,629
一般国道31号 （広島呉道路）	修繕	令和元年6月	254
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	特定更新	令和元年6月 令和元年9月 令和元年12月 令和2年3月	10,191

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円） （注2）
高速自動車国道 中央自動車道西宮線	災害	令和元年6月 令和元年9月 令和元年12月 令和2年3月	15,151
合計			239,641

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しています。

2. 道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれていません。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりです。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産です。

令和2年3月31日現在

	区分	年間賃借料 (百万円) (注)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (東近江市から西宮市まで(八日市インターチェンジを含まない。))	570,034
	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (甲賀市から神戸市まで(甲賀土山インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (三木市から小浜市まで(小浜インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中国縦貫自動車道	
	高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線	
	高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線	
	高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線	
	高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線	
	高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	
	高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線	
	高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線	
	高速自動車国道四国縦貫自動車道	
	高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線	
	高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線	
	高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線	
	高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線	
	高速自動車国道東九州自動車道	
	高速自動車国道関西国際空港線	
	高速自動車国道関門自動車道	
	高速自動車国道沖縄自動車道	
	一般国道1号(京滋バイパス)	
	一般国道1号(第二京阪道路)	
	一般国道2号(第二神明道路)	
	一般国道2号(広島岩国道路)	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))	
	一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))	
	一般国道9号(安来道路)	
	一般国道9号(江津道路)	
	一般国道10号(椎田道路)	
	一般国道10号(宇佐別府道路)	
	一般国道10号(日出バイパス)	
	一般国道10号(延岡南道路)	
	一般国道10号(隼人道路)	
	一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))	
	一般国道26号(堺泉北道路)	
	一般国道31号(広島呉道路)(注2)	
	一般国道34号(長崎バイパス)	
	一般国道42号(湯浅御坊道路)	
	一般国道163号(第二阪奈道路)	
	一般国道165号(南阪奈道路)	
	一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))	
	一般国道478号(京滋バイパス)	
	一般国道478号(京都縦貫自動車道)	
	一般国道481号(関西国際空港連絡橋)	

区分		年間賃借料 (百万円) (注)
	一般国道497号 (西九州自動車道 (武雄佐世保道路))	
	一般国道497号 (西九州自動車道 (佐世保道路))	

区分		年間賃借料 (百万円) (注)
一の路線	一般国道31号（広島呉道路）（注2）	847
合計		570,881

(注) 1. 機構から借受けた道路資産に係る当連結会計年度の賃借料を記載しています。これらの賃借料は上記の全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。また上記賃借料は、協定の規定により当連結会計年度の料金収入の金額に応じて加算された57,623百万円を含んでいます。なお、賃借料には消費税等は含まれていません。

2. 一般国道31号（広島呉道路）は、令和元年7月1日午前0時をもって、全国路線網に編入されています。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社グループの道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりです。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
高速自動車国道中央自動車道 西宮線	29,245	130 [16,385]	昭和62年3月	令和11年3月
高速自動車国道近畿自動車道 天理吹田線	88,441	12,437 [72,104]	平成12年1月	令和5年3月
高速自動車国道近畿自動車道 名古屋神戸線	2,352,336	306,756 [777,489]	平成5年12月	令和13年3月
高速自動車国道近畿自動車道 松原那智勝浦線	176,706	7,504 [90,492]	平成11年1月	令和12年3月
高速自動車国道近畿自動車道 敦賀線	92,092	15,140 [42,414]	昭和54年3月	令和12年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	25,309	24 [25,467]	平成26年9月	令和3年3月
高速自動車国道山陽自動車道 吹田山口線	26,970	3 [24,575]	平成18年4月	令和8年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 姫路鳥取線	73,964	39,026 [-]	平成18年4月	令和4年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 岡山米子線	44,711	- [15,132]	令和2年5月	令和12年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 尾道松江線	4,094	233 [1,904]	平成29年9月	令和4年6月
高速自動車国道山陰自動車道 鳥取益田線	51,305	404 [50,104]	平成26年9月	令和7年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	127,164	151 [2,313]	平成26年9月	令和12年3月
高速自動車国道四国横断自動車道 阿南四万十線	314,869	100,079 [156,821]	平成6年1月	令和4年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道 鹿児島線	25,196	378 [20,218]	平成23年4月	令和6年3月
高速自動車国道九州横断自動車道 長崎大分線	53,079	4,650 [37,079]	昭和48年9月	令和8年3月
高速自動車国道東九州自動車道	354,655	14,506 [337,244]	平成10年1月	令和4年3月
高速自動車国道沖縄自動車道	1,526	84 [-]	平成26年9月	令和7年3月
一般国道497号 (西九州自動車道(佐世保道路))	108,811	1,506 [-]	平成30年5月	令和10年3月
一般国道42号(湯浅御坊道路)	86,676	46,916 [-]	平成25年7月	令和3年12月
一般国道1号(油小路線)	36,240	- [-]	令和2年9月	令和11年3月
一般国道1号(淀川左岸線延伸部)	75,707	243 [-]	平成29年6月	令和14年3月
一般国道2号(第二神明道路)	43,119	1,189 [-]	平成30年5月	令和7年3月
一般国道10号(延岡南道路)	2,336	26 [1,464]	平成30年5月	令和3年3月
一般国道10号(隼人道路)	27,202	708 [-]	平成30年5月	令和7年3月
一般国道24号 (京奈和自動車道(大和北道路))	144,623	1,689 [-]	平成30年5月	令和15年3月
一般国道31号(広島呉道路)	85,817	388 [-]	令和元年7月	令和11年3月
一般国道201号(八木山バイパス)	11,918	60 [-]	令和元年5月	令和12年3月
一般国道2号(広島岩国道路)	1,176	- [-]	令和2年5月	令和13年3月
一般国道196号 (今治・小松自動車道(今治小松道 路))	3,495	- [-]	令和2年5月	令和7年3月

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
一般国道3号(南九州西回り自動車道 (市来~鹿児島西))	16,532	— [-]	令和2年5月	令和12年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しています。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しています。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれています。
3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしています。
4. 着手年度は路線のうち最も早い区間の着手年度を記載しています。なお、当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に着手した路線については、日本道路公団が着手した時期を記載しています。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事(特定更新等工事を除きます。)については、翌連結会計年度以降最大で2,858,260百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、翌連結会計年度以降最大で47,852百万円、特定更新等工事については、翌連結会計年度以降最大で1,335,402百万円と見込んでいます。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和2年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和2年6月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	95,000,000	95,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年10月1日	95,000,000	95,000,000	47,500	47,500	47,500	47,500

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、日本道路公団は、民営化関係法施行法第6条、第7条及び第9条の規定に基づき、平成17年10月1日付で高速道路会社はその財産を出資しており、それにより取得した株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、政府に承継されています。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(5) 【所有者別状況】

令和2年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	—	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	950,000	—	—	—	—	—	—	950,000	—
所有株式数の 割合 (%)	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

令和2年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	95,000,000	100.00
計	—	95,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和2年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,000,000	950,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	95,000,000	—	—
総株主の議決権	—	950,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、様々な外部環境・情勢の変化にも対応できる経営基盤の確立を目指していきたいと考えています。

事業から得られた利益につきましては、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業に係る利益につきましては、料金収入の減少又は管理費用の増大時に備えるため「別途積立金」、自治体管理の跨道橋耐震補強事業を実施するための「跨道橋耐震対策積立金」及び安全対策やサービス高度化の事業に活用するための「安全対策・サービス高度化積立金」として積み立てており、高速道路事業以外の事業に係る利益につきましては、今後の事業展開に向けた投資に用いることとしています。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めており、また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めていますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めていません。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となります。

また、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの事業執行における迅速な意思決定、効率的な経営を目指し、関係者の方々から支持と信頼をいただくために、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが最重要課題のひとつであると認識しています。そのため、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めています。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

(a) 取締役会

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役1名）で構成され、監査役が出席し、当社取締役会規程に基づき、原則として毎月1回開催として、必要に応じて随時開催しています。取締役会では、法令及び定款で定められた事項その他業務執行に関する重要な事項を決議するとともに、取締役の職務の執行の監督を行い、法令に定められた事項のほか必要と認められる事項について報告を受けています。なお、社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はありません。

(b) 監査役及び監査役会

当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち3名が社外監査役です。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っています。

当社監査役会規程に基づき、監査役会を原則として毎月1回開催する事とし、必要に応じ随時開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っています。なお、社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はありません。

(c) その他

当社では経営会議を原則として毎月2回開催しています。経営会議は、取締役及び執行役員で構成され、監査役が出席し、会社の経営に関する基本的事項について協議調整を行っています。

② 会社の内部統制システムの整備状況

(a) 西日本高速道路株式会社コンプライアンス委員会

当社グループの役員、執行役員及び従業員の遵法精神の徹底とより高度な倫理観の確立を図り、グループの秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止に資するため本社に設置しています。

(b) コンプライアンス通報・相談窓口

自律的に社内秩序や規律の維持を図り、不祥事の未然防止を図るため、社内及び弁護士事務所に設置しています。

(c) NEXCO西日本グループ行動憲章

役員、執行役員及び従業員が様々な局面で実践すべき行動指針として制定しています。

(d) 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について取締役会で決議しており、その内容は次のとおりです。なお、年1回取締役会において当該決議の改正の有無を確認しております（当初：平成18年5月2日、最終改正：平成28年3月17日）。

(i) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

取締役は、取締役及び使用人が実践すべき指針である「NEXCO西日本グループ行動憲章（以下「行動憲章」といいます。）」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、「グループ理念」の実現を目指し、適正に職務を遂行します。

取締役会は、独立性を有する社外取締役を含む全取締役で構成し、定例の取締役会を原則として月1回開催して重要事項の決議を行うほか、定期的に業務執行状況の報告を行います。

取締役の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、各組織にコンプライアンス推進本部を設置し、同本部が中心となってコンプライアンスに係る各種施策の立案、実施、検証等を継続的に行っていくほか、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

コンプライアンス通報・相談窓口を社内及び社外（弁護士）に設置し、不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

取締役は、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然として対応し、断固としてこれを排除します。また、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重します。

(ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録及び資料を含め、職務の執行や意思決定過程に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、社内規則に基づき適切に保存及び管理するとともに、適切な情報開示に努めます。

(iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

道路構造物等の安全性・健全性を含む高速道路の安全・安心、お客さま・国民の信頼、また事業活動全般の健全性の確保を図るため、当社の経営リスクに関して、取締役を構成員に含む経営リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメント基本方針に基づく適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、同委員会の総括的な管理のもと、分野別に分科会を設置してリスク対策を行い、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図ります。

入札契約手続については、綱紀保持に関する規定等を遵守し、公共性の高い高速道路事業に携わることへの社会的責任の重さを常に認識して職務に取り組むとともに、外部の有識者を構成員とする入札監視委員会を定期的で開催するなど、透明性・公正性の確保に努めます。

また、大規模災害等には災害対策基本法、国民保護法等の法令の規定に従い適切に対応するため、危機管理防災専門部署が中心となって策定した事業継続計画（BCP）を活用するとともに、自治体等との包括協定・災害協力協定等に基づく連携を図り、グループ全体での災害対応力の強化を図ります。

(iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画を策定し適切な目標管理を行うとともに、その進捗状況について定期的に検証するなど、業務を効率的に実施する仕組みを確保します。

取締役は、組織規程や権限・責任規程等の社内規程に基づき、その職務分担と各職位の権限・責任を明確にし、効率的な職務執行を行います。

取締役会で決議する事項については、社内での意思の疎通、情報の共有を図り、経営の効率化に資するよう、原則として、経営会議で事前に協議します。

(v) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、行動憲章その他社内規則の遵守を社内へ恒常的に浸透させるため、コンプライアンス担当の取締役を置き、担当取締役は、取締役会に職務の執行状況を報告します。

使用人の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、各組織にコンプライアンス推進本部を設置し、同本部が中心となってコンプライアンスに係る各種施策の立案、実施、検証等を継続的に行っていくほか、コンプライアンス委員会を定期的で開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図ります。通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

監査部による継続的な監査の実施を通じて、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図ります。

(vi) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、「グループ理念」に掲げる社会に貢献するグループを目指します。また、グループの運営に係る規則等に基づき、子会社の業績、財務状況その他経営及び業務執行に関する重要事項について協議又は報告を求めるなど、グループの業務を適正かつ効率的に運営するとともに、グループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にします。

監査部は、業務の適正かつ効率的な執行の確保、内部統制の確立を支援するため、定期的に監査を実施します。また監査役が必要に応じて業務状況等を調査・確認できる体制を構築します。

グループ共通のリスクマネジメント並びに社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

(vii) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務を補助する専任の使用人を置くこととし、監査役から当該使用人の充実に求められた場合は、これを尊重します。

(viii) 前記の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、その職務を補助する使用人の指揮命令は監査役が行うとともに、その人事異動及び評価については、監査役の意見を徴し、これを尊重します。

(ix) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行います。

また、取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合は、速やかに当該事項について説明又は報告を行います。

さらに、監査役を構成員に含む経営リスク管理委員会において、経営に影響を及ぼす恐れのある当社及び子会社の各種リスクを把握するとともに、当該委員会の定めに基づき、監査役へ適切にリスクを報告する体制を構築します。

監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱いはいりません。

(x) その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、監査役の出席する経営会議に報告します。

また、監査役と取締役との意見交換を定期的実施するほか監査役と監査部及び会計監査人との定期的な情報交換を実施するとともに、監査役が、その監査が実効的に行われることを確保するため、重要な会議への出席など必要な措置を求めた場合は、これを尊重します。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払の請求等をしたときは、適切に当該費用の処理を行います。

(e) その他

取締役、監査役及び使用人の法令遵守及び倫理意識の向上を図るために、グループのコンプライアンスの仕組みを説明した資料を整備し周知を図るとともに、グループの各社に対しても同様に周知を図っています。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬

		年間報酬総額（千円）
取締役（7名）	社内（6名）	115,035
	社外（1名）	—
監査役（4名）	社内（1名）	16,740
	社外（3名）	25,140

(注) 1. 上記のほか、役員退職慰労引当金12,804千円(取締役9,386千円、監査役3,417千円)を当事業年度にて計上しています。

2. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制とするなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えています。

事業遂行上の各種リスクについては、それぞれの担当部署において対策を講じるとともに、経営に影響を及ぼすおそれのあるリスクのマネジメントについては、重要経営課題として位置付け取り組んでおり、経営リスク管理委員会を設置し、リスクの抽出、要因の特定及び分析並びにリスク対応戦略の策定、実施及び評価等を行い、経営への影響を最小限に抑制し社会的責任を果たすよう、体制の構築を図っています。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業の社会的責任を果たすとともに、社会から信頼されるグループを目指すものとし、グループの運営に係る規則に基づき、グループの業務を適正かつ効率的に運営し、またグループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にしています。

また、グループ共通のリスクマネジメント体制及びコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図っています。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めています。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、また、その決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。

また、当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めています。これは、株主への利益還元を機動的に行うことを目的とするものです。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者も含まれます。）及び監査役（監査役であった者も含まれます。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするものです。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に規定する株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(10) 会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。

なお、有価証券報告書提出日までに、当該契約を締結した実績はありません。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性10名 女性1名 (役員のうち女性の比率9%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役会長 (非常勤)	齊藤 紀彦	昭和21年2月11日生	昭和45年4月 関西電力株式会社入社 平成9年6月 同 副支配人 経営改革推進室プロジェクトマネジャー工務部長 平成11年6月 同 支配人 中央送変電建設事務所長 平成13年6月 同 取締役 電力システム事業本部 副事業本部長 平成15年6月 同 常務取締役 平成17年6月 同 代表取締役副社長 (平成23年6月退任) 平成19年6月 株式会社きんでん 監査役 平成23年6月 同 代表取締役会長 平成24年6月 西日本旅客鉄道株式会社 取締役 (現任) 平成28年6月 株式会社きんでん 相談役 平成28年6月 近畿車輛株式会社 取締役 (現任) 平成30年6月 株式会社きんでん 特別顧問 (現任) 平成30年6月 当社 取締役会長(非常勤) (現任)	(注3)	—
代表取締役 社長	前川 秀和	昭和30年3月6日生	昭和52年4月 建設省採用 平成16年7月 国土交通省 関東地方整備局 道路部長 平成17年4月 同 関東地方整備局 企画部長 平成18年7月 同 大臣官房 技術調査課長 平成21年7月 同 北陸地方整備局長 平成24年9月 同 道路局長 平成25年8月 同 辞職 平成25年9月 本州四国連絡高速道路株式会社 顧問 平成25年11月 一般社団法人建設コンサルタンツ協会 副会長 平成28年6月 当社 取締役常務執行役員 広報CS推進本部長、建設事業本部長 平成30年6月 同 代表取締役副社長執行役員 広報CS推進本部長 令和2年6月 同 代表取締役社長 (現任)	(注3)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 専務執行役員	芝村 善治	昭和33年1月3日生	昭和55年4月 日本道路公団採用 平成18年11月 当社 経営企画本部 経営企画部長 平成22年10月 同 執行役員 関西支社長 平成26年6月 同 取締役常務執行役員 経営企画本部長 令和元年6月 同 取締役専務執行役員 経営企画本部長 令和2年6月 同 代表取締役専務執行役員 経営企画本部長 (現任)	(注3)	—
取締役 常務執行役員	松田 寛治	昭和32年6月17日生	昭和56年4月 日本道路公団採用 平成22年10月 当社 人事部長 平成24年6月 同 執行役員 人事部長 平成29年6月 同 取締役常務執行役員 令和元年6月 同 取締役常務執行役員 事業開発本部長 (現任)	(注3)	—
取締役 常務執行役員	村尾 光弘	昭和33年9月19日生	昭和58年4月 日本道路公団採用 平成22年10月 当社 建設事業本部 建設事業部長 平成26年6月 同 執行役員 関西支社長 平成29年6月 同 常務執行役員 関西支社長 平成30年6月 同 取締役常務執行役員 建設事業本部長 (現任)	(注3)	—
取締役 常務執行役員	北村 弘和	昭和34年2月26日生	昭和58年4月 日本道路公団採用 平成22年10月 当社 経営企画本部 経営企画部長 平成26年6月 同 執行役員 中国支社長 平成29年6月 同 常務執行役員 技術本部長 平成30年6月 同 取締役常務執行役員 保全サービス事業本部長 (現任)	(注3)	—
取締役 常務執行役員	岸 毅明	昭和40年10月28日生	平成元年4月 建設省採用 平成23年7月 国土交通省 九州地方整備局 建政部長 平成26年1月 同 大臣官房 地方課長 平成27年7月 首都高速道路株式会社 監査室長 平成29年7月 国土交通省 関東地方整備局 総務部長 平成30年7月 同 水管理・国土保全局 総務課長 令和元年7月 当社 執行役員 経営企画本部 副本部長 令和2年6月 同 取締役常務執行役員 広報CS推進本部長 (現任)	(注3)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	川住 昌光	昭和38年1月18日生	昭和60年4月 日本開発銀行(現 株式会社日本政策投資銀行) 入行 平成19年6月 日本政策投資銀行 シンガポール 首席駐在員 平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行 シンガポール 首席駐在員 平成20年12月 DBJ Singapore Limited. CEO (出向) 平成23年5月 株式会社日本政策投資銀行 企業金融第5部 担当部長 平成24年6月 同 中国支店長 平成26年4月 同 地域企画部長 平成27年4月 同 産業調査部長 平成28年6月 当社 監査役(常勤) (現任)	(注4)	—
監査役 (常勤)	高倉 照正	昭和29年8月11日生	昭和53年4月 日本道路公団採用 平成18年6月 当社 建設事業本部 建設事業部長 平成21年4月 同 秘書広報部長 平成21年6月 同 執行役員 秘書広報部長 平成22年10月 同 常務執行役員 経営企画本部長 平成24年6月 同 取締役常務執行役員 経営企画本部長 平成26年6月 同 取締役常務執行役員 保全サービス事業本部長 平成30年6月 同 監査役(常勤) (現任)	(注4)	—
監査役 (非常勤)	清原 桂子	昭和27年1月25日生	昭和59年10月 関西大学 文学部 講師 平成4年10月 兵庫県 県立女性センター 所長 平成8年7月 同 阪神・淡路大震災復興本部 生活復興局長 平成11年4月 同 労働部長 平成12年4月 同 阪神・淡路大震災復興本部 総括部長 平成13年4月 同 県民生活部長 平成14年4月 同 理事 平成24年4月 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 副理事長 平成26年4月 神戸学院大学 現代社会学部教授 (現任) 平成30年6月 当社 監査役(非常勤) (現任)	(注4)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (非常勤)	西川 秀昭	昭和33年1月1日生	昭和58年4月 大阪瓦斯株式会社入社 平成19年6月 同 導管事業部 大阪導管部長 平成21年6月 同 理事 導管事業部 大阪導管部長 平成22年6月 同 理事 資材部長 平成24年4月 同 理事 導管事業部 導管部長 平成25年4月 同 執行役員 導管事業部 導管部長 平成28年4月 同 常務執行役員 導管事業部長 平成28年6月 同 取締役常務執行役員 導管事業部長 平成30年4月 同 取締役 平成30年4月 大阪ガスリキッド株式会社 取締役会長(現任) 平成30年6月 大阪瓦斯株式会社 顧問(現任) 平成30年6月 当社 監査役(非常勤)(現任)	(注4)	—
計					

- (注) 1. 取締役会長 齊藤 紀彦は、社外取締役です。
2. 監査役 川住 昌光、監査役 清原 桂子及び監査役 西川 秀昭は、社外監査役です。
3. 令和2年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から令和4年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。
4. 平成30年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から令和4年3月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

②社外役員の状況

当社の社外取締役である齊藤 紀彦及び社外監査役である 川住 昌光、清原 桂子、西川 秀昭と提出会社とは、有価証券報告書提出日現在において、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 監査役監査の組織及び人員

監査役会は、監査役4名のうち3名が社外監査役で構成されています。また、当社は、監査役の職務補助担当の専属組織として監査役室を設けています。監査役室所属従業員については、業務執行部門との兼務を行わないこととするともに、その人事異動については、監査役の意見を尊重することとしており、取締役からの独立性を確保しています。

なお、当社は、監査役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じ随時開催することとしております。当該事業年度においては21回開催しており、個々の監査役の出席状況については下表のとおりです。

役職名	氏名	出席状況
常勤監査役（社外）	川住 昌光	21回中21回
常勤監査役	高倉 照正	21回中21回
非常勤監査役（社外）	清原 桂子	21回中21回
非常勤監査役（社外）	西川 秀昭	21回中21回

b. 監査役の活動状況

監査役は、監査役会において定めた監査の方針及び監査の計画等に従い、取締役の職務の執行について監査を実施しています。当事業年度における監査役会の活動内容は下表のとおりです。

なお、活動内容のうち常勤監査役のみが行ったものについては、その結果を非常勤監査役にも随時共有しました。

また、内部監査部門とは、互いの監査計画、重点監査項目、監査結果等を情報共有しており、さらに会計監査人とも定期的な意見交換を行うなど、監査の実効性や効率性をより高めるための連携を行っています。

	活動内容
取締役	取締役会への出席
	取締役との意見交換会
社内各部門及びグループ会社	社内各部門及びグループ会社への往査
	経営会議、グループ会社経営交流会議等への出席
	グループ会社監査役連絡会の主催
	重要書類の閲覧・確認
内部監査部門	内部監査部門との監査計画・監査結果の情報交換
会計監査人	会計監査人からの監査計画説明及び監査結果報告
	会計監査人の評価及び報酬の適切性判断の実施

c. 監査役会の主な検討事項

監査役会における主な検討事項は、以下のとおりです。

- (i) 監査方針、監査計画及び監査結果について（注）
- (ii) 会計監査人に関する評価及び報酬の適切性について
- (iii) 前年度監査報告の次年度会社事業計画への反映状況について

（注）監査計画に基づく当事業年度の重点監査項目は、以下5項目です。

- ・働き方改革と人材育成への対応状況
- ・危機管理及び防災・減災の状況
- ・コンプライアンス推進の状況
- ・グループ会社各社の管理の状況
- ・建設事業及び保全事業の実施状況

② 内部監査の状況

当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、監査部長1名と他7名の従業員を置き、会社の事業活動の有効性と効率性、財務報告の信頼性、会社に関連する法令等の遵守についての検討・評価により、経営に資することを目的として、当社内部監査規程に基づき、会社業務全般にわたり内部監査を行っています。

監査部は、年度監査計画に基づき実地監査及び書面監査により監査を実施し、主な監査結果は、社長以下取締役および監査役に報告しています。

また、監査部は、監査役及び会計監査人と、それぞれの監査結果等について定期的に意見交換等を行うことにより、内部監査を有効かつ効率的に行うための連携強化に努めています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称、継続監査期間、業務を執行した公認会計士の氏名、補助者の構成

当社の会計監査人はEY新日本有限責任監査法人を選任しています。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータは全て提供し、正確で監査し易い環境を整備しています。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりです。

業務を遂行した公認会計士の氏名		所属する監査法人名
指定有限責任社員・ 業務執行社員	林 由佳	EY新日本有限責任監査法人
	小市 裕之	

(注) 1. 継続監査期間は、15年間です。

2. 当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他22名です。

b. 監査法人の選定方針と理由

当社の会計監査人の選定方針においては、業務実績、監査計画、監査体制等から期待される監査品質、及び当社からの独立性の観点から適格性を判断することとしております。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。さらに、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人を解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定します。

c. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人について、その独立性、監査品質、監査の計画・方法・実施状況、監査役会との連携状況等につき評価を行い、適格であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	69	46	69	42
連結子会社	14	4	13	4
計	84	50	83	46

当社における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務並びに「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)の適用に伴う助言指導を委託し対価を支払っています。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、会計処理に係る助言業務並びに規程の改正に係る助言業務を委託し対価を支払っています。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（EY）に対する報酬（a. を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	12	—	61
連結子会社	—	—	—	11
計	—	12	—	72

当社における非監査業務の内容は、税理士顧問契約並びに経理業務に係る検討支援業務などを委託し対価を支払っています。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、経理業務に係る検討支援業務などを委託し対価を支払っています。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は、監査報酬の決定方針を定めていませんが、当社の事業規模から合理的監査日数等を勘案したうえで、決定しています。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画、報酬見積りの算出根拠・算定内容などを確認、検討した結果、会計監査人の報酬が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。

（4）【役員の報酬等】

当社は、非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 （1）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

（5）【株式の保有状況】

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、EY新日本有限責任監査法人が開催する研修へ参加し、情報の収集に努めています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	101,091	146,271
高速道路事業営業未収入金	94,179	94,108
短期貸付金	22,013	20,015
有価証券	158,500	54,000
仕掛道路資産	642,046	723,020
その他	77,647	37,593
貸倒引当金	△8	△7
流動資産合計	1,095,470	1,075,001
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	123,485	128,367
減価償却累計額	△42,914	△46,630
減損損失累計額	△90	△525
建物及び構築物（純額）	80,479	81,210
機械装置及び運搬具	184,487	196,992
減価償却累計額	△108,456	△121,959
減損損失累計額	—	△0
機械装置及び運搬具（純額）	76,031	75,031
土地	85,244	85,295
その他	36,862	41,206
減価償却累計額	△18,743	△20,682
減損損失累計額	—	△8
その他（純額）	18,119	20,515
有形固定資産合計	259,874	262,054
無形固定資産		
投資その他の資産		
長期前払費用	3,065	3,485
退職給付に係る資産	861	601
その他	※2 21,242	※2 22,896
貸倒引当金	△208	△179
投資その他の資産合計	24,959	26,804
固定資産合計	298,379	304,357
繰延資産	1,174	1,076
資産合計	※1 1,395,025	※1 1,380,434

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,820	18,325
高速道路事業営業未払金	299,519	220,651
1年内返済予定の長期借入金	1,509	0
未払法人税等	5,112	2,367
受託業務前受金	2,260	1,605
前受金	117	44
賞与引当金	4,283	4,292
回数券払戻引当金	42	42
その他	31,883	29,952
流動負債合計	363,550	277,283
固定負債		
道路建設関係社債	※1 645,000	※1 670,000
道路建設関係長期借入金	71,024	106,880
長期借入金	78	77
役員退職慰労引当金	291	318
ETCマイレージサービス引当金	8,815	8,788
退職給付に係る負債	68,685	67,879
その他	25,095	28,663
固定負債合計	818,991	882,607
負債合計	1,182,541	1,159,891
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	123,549	130,081
株主資本合計	226,547	233,078
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△36	△60
為替換算調整勘定	16	14
退職給付に係る調整累計額	△14,238	△12,678
その他の包括利益累計額合計	△14,258	△12,725
非支配株主持分	195	189
純資産合計	212,483	220,543
負債・純資産合計	1,395,025	1,380,434

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益	1,078,362	1,087,036
営業費用		
道路資産賃借料	560,377	570,881
高速道路等事業管理費及び売上原価	424,304	426,761
販売費及び一般管理費	※1 83,640	※1 82,645
営業費用合計	※2 1,068,322	※2 1,080,288
営業利益	10,040	6,747
営業外収益		
受取利息	20	14
受取配当金	16	17
負ののれん償却額	415	415
持分法による投資利益	257	522
土地物件貸付料	825	763
保険解約返戻金	347	—
工事負担金等受入額	—	376
その他	1,360	1,226
営業外収益合計	3,243	3,336
営業外費用		
支払利息	49	45
損害賠償金	158	197
たな卸資産処分損	42	63
その他	110	88
営業外費用合計	361	394
経常利益	12,923	9,689
特別利益		
固定資産売却益	※3 463	※3 55
保険解約返戻金	259	33
段階取得に係る差益	—	14
その他	7	8
特別利益合計	729	110
特別損失		
固定資産売却損	※4 221	※4 18
固定資産除却損	※5 24	※5 27
減損損失	※6 1	※6 624
投資有価証券評価損	—	103
その他	18	27
特別損失合計	266	800
税金等調整前当期純利益	13,387	8,999
法人税、住民税及び事業税	5,118	3,271
法人税等調整額	△1,562	△797
法人税等合計	3,556	2,473
当期純利益	9,830	6,526
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	15	△5
親会社株主に帰属する当期純利益	9,815	6,531

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益	9,830	6,526
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	△11
為替換算調整勘定	3	△2
退職給付に係る調整額	3,374	1,000
持分法適用会社に対する持分相当額	248	547
その他の包括利益合計	※1 3,627	※1 1,533
包括利益	13,458	8,059
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	13,442	8,065
非支配株主に係る包括利益	15	△5

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	113,734	216,731
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,815	9,815
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	9,815	9,815
当期末残高	47,500	55,497	123,549	226,547

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△32	13	△17,866	△17,886	180	199,025
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						9,815
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3	3	3,628	3,627	15	3,643
当期変動額合計	△3	3	3,628	3,627	15	13,458
当期末残高	△36	16	△14,238	△14,258	195	212,483

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	123,549	226,547
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,531	6,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				—
当期変動額合計	—	—	6,531	6,531
当期末残高	47,500	55,497	130,081	233,078

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△36	16	△14,238	△14,258	195	212,483
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,531
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△23	△2	1,559	1,533	△5	1,527
当期変動額合計	△23	△2	1,559	1,533	△5	8,059
当期末残高	△60	14	△12,678	△12,725	189	220,543

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	13,387	8,999
減価償却費	26,382	27,952
減損損失	1	624
負ののれん償却額	△415	△415
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△22	△31
賞与引当金の増減額 (△は減少)	338	7
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△85	△136
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	△99	△27
退職給付に係る資産及び負債の増減額	2,089	196
受取利息及び受取配当金	△36	△32
支払利息	2,561	2,476
持分法による投資損益 (△は益)	△257	△522
固定資産売却損益 (△は益)	△242	△37
固定資産除却損	907	1,190
売上債権の増減額 (△は増加)	△9,726	3,278
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△123,599	△80,373
仕入債務の増減額 (△は減少)	57,170	△80,190
未払又は未収消費税等の増減額	△61,976	37,031
その他	8,508	2,512
小計	△85,115	△77,497
利息及び配当金の受取額	65	88
利息の支払額	△2,709	△2,405
法人税等の支払額	△3,031	△5,803
法人税等の還付額	1,888	23
営業活動によるキャッシュ・フロー	△88,902	△85,594
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△56	△6
定期預金の払戻による収入	56	42
固定資産の取得による支出	△35,192	△32,801
固定資産の売却による収入	819	186
投資有価証券の売却による収入	—	48
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △27
その他	△58	△713
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,431	△33,269
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	10,595
短期借入金の返済による支出	—	△10,705
長期借入れによる収入	72,704	71,064
長期借入金の返済による支出	△29,176	△37,081
道路建設関係社債発行による収入	359,425	229,622
道路建設関係社債償還による支出	△225,000	△205,000
その他	△961	△914
財務活動によるキャッシュ・フロー	176,991	57,581
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	53,659	△61,283
現金及び現金同等物の期首残高	227,895	281,555
現金及び現金同等物の期末残高	※1 281,555	※1 220,271

【連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローの長期借入金の返済による支出△29,176百万円及び道路建設関係社債償還による支出△225,000百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額△29,175百万円及び△225,000百万円が含まれています。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額△123,599百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額243,322百万円が含まれています。

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローの短期借入金の返済による支出△10,705百万円、長期借入金の返済による支出△37,081百万円及び道路建設関係社債償還による支出△205,000百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受けの額△10,595百万円、△36,717百万円及び△205,000百万円が含まれています。

以上の債務引受けの主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額△80,373百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額239,641百万円が含まれています。

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 27社

主要な連結子会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

(2) 非連結子会社の名称等

沖縄道路サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

(3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において新たにNEXCO西日本イノベーションズ(株)の株式を取得したことにより連結の範囲に含めています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名

沖縄道路サービス(株)

(2) 持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社名

九州高速道路ターミナル(株)

(3) 持分法を適用していない関連会社（TSK(株)）は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

なお、当連結会計年度より、連結子会社のNEXCO西日本イノベーションズ(株)は決算日を6月30日から3月31日に変更しています。

この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの6ヶ月間を連結しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっています。

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。

③ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末支給額を計上しています。

⑤ ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

主としてリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(8) のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現する期間の見積りが可能なものは、その見積年数で均等償却しています。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しています。

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しています。

平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しています。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(10) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準委員会 令和2年3月31日 企業会計基準第29号)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 令和2年3月31日 企業会計基準適用指針第30号)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を認識する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた営業外収益の「違約金収入」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めることとしました。この表示方法を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「違約金収入」に表示していた772百万円は、「その他」として組替えています。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めていた「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、特別損失の「その他」に表示していた20百万円は、「減損損失」1百万円、「その他」18百万円として組替えています。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた8,509百万円は、「減損損失」1百万円、「その他」8,508百万円として組替えています。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当社グループにおいても売上高の減少等、翌連結会計年度の業績への影響が見込まれます。

しかし、当感染症の収束時期を合理的に予測することは現時点では困難であることから、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りにおいて、その影響は、1年以上及ばないものと仮定しています。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
道路建設関係社債	645,000百万円 (額面額 645,000百万円)	670,000百万円 (額面額 670,000百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	531,400	670,000

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
投資その他の資産(その他)	5,078百万円	6,113百万円
うち、共同支配企業に対する投資の金額	3,822	4,862

3 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く)について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	511,000百万円	511,000百万円
東日本高速道路株式会社	—	—
中日本高速道路株式会社	6	6
計	511,006	511,006

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した、民営化以降当社が調達した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,371,900百万円	1,390,500百万円

4 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
当座貸越極度額	141,050百万円	140,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	141,050	140,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
給与手当	11,313百万円	11,085百万円
賞与引当金繰入額	797	742
役員退職慰労引当金繰入額	111	117
E T Cマイレージサービス引当金 繰入額	8,815	8,788
退職給付費用	2,173	2,058
利用促進費	39,121	39,005

※2 研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
	1,418百万円	1,252百万円

※3 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	12百万円
機械装置及び運搬具	31	8
土地	431	33
無形固定資産	—	0
その他	0	0
計	463	55

※4 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	9百万円
機械装置及び運搬具	7	—
土地	210	8
その他	2	0
計	221	18

※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物及び構築物	3百万円	12百万円
機械装置及び運搬具	0	0
その他	10	11
無形固定資産	10	2
計	24	27

※6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

前連結会計年度において、重要な減損損失はありません。

当連結会計年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
徳島県徳島市ほか	その他の固定資産	土地、建物及び構築物	251
香川県高松市ほか	各事業共用資産	建物及び構築物、機械装置及び 運搬具、その他	371
兵庫県淡路市	関連事業固定資産	土地	1

当社グループは、原則として、事業用資産については、事業区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしています。

当連結会計年度において、事業の用に供していないその他の固定資産のうち、売却契約を締結した資産グループの帳簿価額を売却価額まで減額しています。また、各事業共用資産のうち、廃止等の意思決定をした資産グループの帳簿価額を備忘価額まで減額しています。

その結果、当該減少額を減損損失624百万円として特別損失に計上しました。その内訳は、建物及び構築物435百万円、機械装置及び運搬具0百万円、土地179百万円及びその他8百万円です。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1百万円	△11百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	1	△11
税効果額	—	—
その他有価証券評価差額金	1	△11
為替換算調整勘定：		
当期発生額	3	△2
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	772	△1,471
組替調整額	2,592	2,264
税効果調整前	3,365	792
税効果額	8	207
退職給付に係る調整額	3,374	1,000
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	248	547
その他の包括利益合計	3,627	1,533

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
現金及び預金勘定	101,091百万円	146,271百万円
契約期間3ヶ月以内の売戻条件付 現先(短期貸付金勘定)	21,999	19,999
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	158,500	54,000
計	281,591	220,271
預入期間3ヶ月超の定期預金(現 金及び預金勘定)	△36	—
現金及び現金同等物	281,555	220,271

※2 新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
前連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

株式の取得により新たにNEXCO西日本イノベーションズ㈱を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにNEXCO西日本イノベーションズ㈱株式の取得価額とNEXCO西日本イノベーションズ㈱取得のための支出(純額)との関係は次のとおりです。

流動資産	503 百万円
固定資産	260
流動負債	△292
固定負債	△490
のれん	393
小計	374
支配獲得時までの取得価額	△3
段階取得に係る差益	△14
NEXCO西日本イノベーションズ㈱株式の取得価額	357
NEXCO西日本イノベーションズ㈱の現金及び現金同等物	△329
差引: 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	27

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
1年内	514,352百万円	515,473百万円
1年超	17,239,115	16,579,046
合計	17,753,468	17,094,520

(注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適切かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
1年内	441百万円	555百万円
1年超	1,074	2,101
合計	1,515	2,656

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産（譲渡性預金等）により運用しています。また、資金調達については、主に高速道路の新設、改築、修繕等に要する資金として、必要な資金を社債の発行又は金融機関からの借入れにより調達しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。

有価証券は主に譲渡性預金であり、一時的に生じる余資の資金運用として格付けの高い金融機関等との間で1ヶ月以内の取引を行っています。

投資有価証券は主に当社及び一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスク等に晒されていますが、主に業務上の関係を有する非上場株式（関係会社株式含む）です。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、1年以内の支払期日となっています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金）は、主に高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る借入金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されています。

道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る社債であり、道路の建設終了後（改築、修繕、災害復旧の場合は完成後）に、道路資産と社債を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引き渡すこととされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について社内規程に基づき、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、同様の管理を行っています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（注2）。

前連結会計年度（平成31年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	101,091	101,091	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金 (*)	94,179 △8		
	94,170	94,170	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	158,500	158,500	—
資産計	353,762	353,762	—
(1) 高速道路事業営業未払金	299,519	299,519	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	1,509	1,509	0
(3) 道路建設関係社債	645,000	656,352	11,352
(4) 道路建設関係長期借入金	71,024	71,102	77
(5) 長期借入金	78	99	20
負債計	1,017,131	1,028,582	11,451

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

当連結会計年度（令和2年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	146,271	146,271	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金 (*)	94,108 △7		
	94,100	94,100	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	54,000	54,000	—
資産計	294,372	294,372	—
(1) 高速道路事業営業未払金	220,651	220,651	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	0	0	0
(3) 道路建設関係社債	670,000	677,014	7,014
(4) 道路建設関係長期借入金	106,880	106,939	59
(5) 長期借入金	77	95	17
負債計	997,610	1,004,701	7,091

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
非上場株式	5,384	6,251

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成31年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	99,671	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	94,179	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 債券	—	—	—	—
(2) その他	158,500	—	—	—
合計	352,350	—	—	—

当連結会計年度（令和2年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	145,234	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	94,108	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 債券	—	—	—	—
(2) その他	54,000	—	—	—
合計	293,342	—	—	—

4. 社債、道路建設関係長期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成31年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	—	40,000	240,000	365,000
道路建設関係長期 借入金	—	—	—	—	70,000	1,024
長期借入金	1,509	0	0	0	0	75
合計	1,509	0	0	40,000	310,000	366,099

当連結会計年度（令和2年3月31日）

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	—	—	—	190,000	190,000	290,000
道路建設関係長期 借入金	—	—	—	35,000	70,000	1,880
長期借入金	0	0	0	0	0	74
合計	0	0	0	225,000	260,000	291,954

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成31年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	158,500	158,500	—
	小計	158,500	158,500	—
合計		158,500	158,500	—

当連結会計年度 (令和 2年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	54,000	54,000	—
	小計	54,000	54,000	—
合計		54,000	54,000	—

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	48	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	48	—	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

重要なデリバティブ取引はありません。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

重要なデリバティブ取引はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けています。

また、当社及び一部の連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しています。

なお、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 ((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
期首における退職給付債務	117,970百万円	104,520百万円
勤務費用	4,364	4,493
利息費用	556	493
数理計算上の差異の当期発生額	1,477	△833
退職給付の支払額	△3,938	△4,797
厚生年金基金の代行返上による減少額	△15,910	—
期末における退職給付債務	104,520	103,876

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
期首における年金資産	49,330百万円	37,224百万円
期待運用収益	913	950
数理計算上の差異の当期発生額	2,249	△2,304
事業主からの拠出額	3,066	3,908
退職給付の支払額	△2,596	△2,625
厚生年金基金の代行返上による減少額	△15,963	—
その他 (注)	224	227
期末における年金資産	37,224	37,381

(注) 企業年金基金に対する従業員拠出額です。

(3) 簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
期首における退職給付に係る負債	460百万円	529百万円
新規連結による増加額	—	65
退職給付費用	419	603
退職給付の支払額	△126	△165
制度への拠出額	△223	△249
期末における退職給付に係る負債	529	783

(4) 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	67,267百万円	67,499百万円
年金資産	△38,533	△38,675
	28,734	28,823
非積立型制度の退職給付債務	39,090	38,454
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,824	67,278
退職給付に係る負債	68,685	67,879
退職給付に係る資産	△861	△601
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	67,824	67,278

(5) 退職給付に関連する損益

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	4,364百万円	4,493百万円
利息費用	556	493
期待運用収益	△913	△950
数理計算上の差異の当期の費用処理額	2,446	2,104
過去勤務費用の当期の費用処理額	146	159
簡便法で計算した退職給付費用	419	603
その他(注)	△199	△257
退職給付費用	6,821	6,647

(注) 企業年金基金に対する従業員拠出額の控除等をしています。

(6) その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
過去勤務費用	△146百万円	△159百万円
数理計算上の差異	△3,218	△633
合計	△3,365	△792

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
未認識過去勤務費用	650百万円	490百万円
未認識数理計算上の差異	14,731	14,098
合計	15,381	14,589

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
債券	39%	44%
株式	29	25
短期資産	3	6
生命保険 一般勘定	14	8
その他	15	17
合計	100	100

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
割引率	0.05～1.50%	0.03～1.50%
長期期待運用収益率	0.00～5.30%	0.00～4.80%
予想昇給率	1.50～7.70%	1.50～7.50%

3. 確定拠出制度

確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度を含みます。）への要拠出額は、前連結会計年度422百万円、当連結会計年度452百万円です。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項については、重要性が乏しいため記載を省略しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付に係る負債	17,848百万円	18,051百万円
E T Cマイレージサービス引当金	2,695	2,687
継続損益工事費	2,357	2,745
賞与引当金	1,395	1,385
減価償却費	862	835
事業税	704	539
ハイウェイカード前受金	0	0
その他	5,472	5,994
繰延税金資産小計	31,338	32,238
評価性引当額	△21,793	△21,746
繰延税金資産合計	9,545	10,492
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△253	△165
資産除去債務に対応する除去費用	△19	△22
その他	△390	△416
繰延税金負債合計	△662	△604
繰延税金資産の純額	8,882	9,887

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
評価性引当額	△7.8	△0.5
住民税均等割	1.2	1.9
税額控除	△0.6	△1.1
過年度法人税等	1.8	0.1
負ののれん償却額	△0.9	△1.4
持分法による投資利益	△0.6	△1.8
連結子会社の税率差異	0.9	1.7
その他	2.0	△2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.6	27.5

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

1. 株式取得によるNEXCO西日本インベーションズ㈱の子会社化

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称	㈱フジエンジニアリング
取得した事業の内容	研究・技術開発、調査及び解析、モニタリング、技術支援
企業結合を行った主な理由	高速道路の調査・点検におけるモニタリング・画像技術の開発を図ることを目的としています。
企業結合日	令和元年5月17日(みなし取得日 令和元年9月30日)
企業結合の法的形式	株式の取得
結合後企業の名称	NEXCO西日本インベーションズ㈱(令和元年9月2日名称変更)
取得した議決権比率	取得直前に所有していた議決権比率 4.7% 取得後の議決権比率 100.0%
取得企業を決定するに至った主な根拠	当社が現金を対価として株式を取得したことによっています。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日直前に保有していたNEXCO西日本インベーションズ㈱の株式の企業結合日における時価	17	百万円
	企業結合日に交付した現金及び預金	357	
取得原価		374	

(4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 14百万円

(5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 34百万円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額 393百万円

②発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため発生したものです。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(ア) 資産の額

流動資産 503百万円

固定資産 260

合計 763

(イ) 負債の額

流動負債 292百万円

固定負債 490

合計 782

- (8) 企業結合日が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸マンション等を有しています。また、滋賀県以西の高速道路内のサービスエリア、パーキングエリアの施設を賃貸不動産として有しています。なお、賃貸オフィスビルやサービスエリア、パーキングエリアの一部については、当社及び一部の連結子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としています。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	3,784	3,728
期中増減額	△56	△66
期末残高	3,728	3,661
期末時価	3,806	4,040
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	92,915	93,467
期中増減額	551	887
期末残高	93,467	94,354
期末時価	80,533	74,038

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物(2,485百万円)及び建設仮勘定(4,065百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,965百万円)及び減損損失(1百万円)です。当連結会計年度の主な増加額は、サービスエリア、パーキングエリアの建物(1,809百万円)及び建設仮勘定(4,390百万円)であり、主な減少額は減価償却費(1,997百万円)及び減損損失(252百万円)です。
3. 時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した金額です。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっています。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
賃貸等不動産		
賃貸収益	1,001	977
賃貸費用	581	551
差額	420	425
その他(売却損益等)	407	△243
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
賃貸収益	33,837	33,167
賃貸費用	31,247	29,916
差額	2,589	3,251
その他(売却損益等)	—	—

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上していません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「SA・PA事業」の3つを報告セグメントとして事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「SA・PA事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務 諸表計上 額 (注3)
	高速道路 事業	受託 事業	SA・PA 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,028,843	7,345	33,672	1,069,862	8,500	1,078,362	—	1,078,362
セグメント間の 内部売上高又は振替高	31	—	61	93	1,498	1,592	△1,592	—
計	1,028,875	7,345	33,734	1,069,955	9,999	1,079,955	△1,592	1,078,362
セグメント利益又は 損失(△)	4,183	174	4,630	8,988	1,090	10,079	△38	10,040
セグメント資産	907,350	9,070	119,540	1,035,961	16,682	1,052,643	342,382	1,395,025
その他の項目								
減価償却費	20,690	0	2,180	22,870	561	23,432	2,950	26,382
持分法適用会社への 投資額	2,961	—	924	3,885	1,193	5,078	—	5,078
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	28,287	—	3,998	32,285	386	32,672	4,031	36,704

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△38百万円には、セグメント間取引消去△38百万円が含まれています。

(2) セグメント資産の調整額342,382百万円には、債権の相殺消去等△21,043百万円、全社資産363,425百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額2,950百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4,031百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務 諸表計上 額 (注3)
	高速道路 事業	受託 事業	S A ・ P A 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	1,040,883	5,631	32,967	1,079,482	7,553	1,087,036	—	1,087,036
セグメント間の 内部売上高又は振替高	30	—	103	133	1,694	1,828	△1,828	—
計	1,040,914	5,631	33,070	1,079,616	9,248	1,088,865	△1,828	1,087,036
セグメント利益又は 損失（△）	2,553	△87	3,238	5,705	1,040	6,745	2	6,747
セグメント資産	992,471	6,069	119,944	1,118,486	15,694	1,134,180	246,254	1,380,434
その他の項目								
減価償却費	22,040	0	2,269	24,310	564	24,875	3,077	27,952
減損損失	—	—	1	1	251	252	371	624
持分法適用会社への 投資額	4,016	—	902	4,919	1,194	6,113	—	6,113
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	24,945	—	4,282	29,228	431	29,660	5,078	34,738

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラクタターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失（△）の調整額2百万円には、セグメント間取引消去2百万円が含まれています。

(2) セグメント資産の調整額246,254百万円には、債権の相殺消去等△20,731百万円、全社資産266,985百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額3,077百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,078百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失（△）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	782,651	243,322	52,389	1,078,362

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：百万円）

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	798,216	239,641	49,177	1,087,036

2. 地域ごとの情報

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	243,322	高速道路事業

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	239,641	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
重要性が乏しいため、記載を省略しています。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	14	14
当期末残高	184	184

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	415	415
当期末残高	3,617	3,617

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	33	33
当期末残高	544	544

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

	高速道路事業	合計
当期償却額	415	415
当期末残高	3,202	3,202

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	横浜市西区	5,637,664	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	560,377	高速道路事業営業未払金	113,991
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡(注2)	243,322	高速道路事業営業未収入金	17,127
							債務の引渡及び債務保証(注3)	253,584	-	-
							借入金等の連帯債務	債務保証(注4)(注5)	1,629,315	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路株	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金の連帯債務	債務保証(注5)	-	-	-
						料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等(注6)	58,098	高速道路事業営業未払金	9,933
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路株	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金の連帯債務	債務保証(注5)	6	-	-

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	横浜市西区	5,629,259	高速道路にかかる道路資産の保有及び会社への貸付、承継債務の返済等	-	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	570,881	高速道路事業営業未払金	110,256
						道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡(注2)	239,641	高速道路事業営業未収入金	25,548
							債務の引渡及び債務保証(注3)	240,000	-	-
							借入金等の連帯債務	債務保証(注4)(注5)	1,661,500	-
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路株	東京都千代田区	52,500	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金の連帯債務	債務保証(注5)	-	-	-
						料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等(注6)	63,125	高速道路事業営業未払金	10,658
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路株	名古屋市中区	65,000	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等	-	借入金の連帯債務	債務保証(注5)	6	-	-

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との間の道路資産の貸付料を含む協定に基づいて決定しています。
2. 道路整備特別措置法第51条の規定により、道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。ただし、平成30年度有料道路災害復旧事業及びスマートインターチェンジの整備に伴う無利子借入12,313百万円について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っていないため、当連結会計年度の取引金額には含んでいません。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っていません。なお、保証料は受け取っていません。
4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
5. 日本道路公団民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
6. 取引条件及び取引条件の決定方針等については、相互の取り決めにより、精算処理を行っています。
7. 取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり当期純利益金額	103.32円	68.76円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	9,815	6,531
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(百万円)	9,815	6,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	2,234.61円	2,319.51円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	212,483	220,543
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	195	189
(うち非支配株主持分)(百万円)	(195)	(189)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	212,288	220,353
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、令和2年3月26日開催の取締役会の決議（社債480,000百万円以内）に基づき、令和2年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第53回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）
発行総額	60,000百万円
利率	年0.070パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和2年5月21日
償還期日	令和7年3月19日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

2. 多額な資金の借入

当社は、令和2年3月26日開催の取締役会の決議（財政融資資金54,000百万円以内）に基づき、令和2年4月1日以降、下記の条件にて借入を実行しました。

区分	財政融資資金
借入先の名称	財務省
借入金額	27,000百万円
返済方法	満期一括
借入申込日	令和2年5月19日
借入実行日	令和2年5月29日
返済期日	令和31年12月20日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による免責的債務引受

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	西日本高速道路株式会社 第19回社債	平成 25. 9. 5	25,000	—	0.842	有	令和 5. 6. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第20回社債	平成 25. 11. 13	25,000	25,000	0.759	有	令和 5. 9. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第21回社債	平成 26. 2. 13	25,000	25,000	0.754	有	令和 5. 12. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第22回社債	平成 26. 5. 19	25,000	25,000	0.744	有	令和 6. 3. 19
当社	西日本高速道路株式会社 第23回社債	平成 26. 9. 3	25,000	25,000	0.602	有	令和 6. 6. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第24回社債	平成 26. 11. 18	25,000	25,000	0.609	有	令和 6. 9. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第25回社債	平成 27. 2. 10	25,000	25,000	0.524	有	令和 6. 12. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第26回社債	平成 27. 5. 21	25,000	25,000	0.604	有	令和 7. 5. 21
当社	西日本高速道路株式会社 第27回社債	平成 27. 9. 2	30,000	30,000	0.580	有	令和 7. 9. 2
当社	西日本高速道路株式会社 第28回社債	平成 27. 11. 5	25,000	25,000	0.566	有	令和 7. 11. 5
当社	西日本高速道路株式会社 第29回社債	平成 28. 2. 12	25,000	25,000	0.310	有	令和 8. 2. 12
当社	西日本高速道路株式会社 第30回社債	平成 28. 5. 23	35,000	35,000	0.170	有	令和 8. 5. 22
当社	西日本高速道路株式会社 第31回社債	平成 28. 8. 29	60,000	60,000	0.175	有	令和 8. 8. 28
当社	西日本高速道路株式会社 第32回社債	平成 28. 10. 19	40,000	40,000	0.200	有	令和 8. 10. 19
当社	西日本高速道路株式会社 第33回社債	平成 28. 12. 14	25,000	25,000	0.270	有	令和 8. 12. 14
当社	西日本高速道路株式会社 第34回社債	平成 29. 2. 16	25,000	25,000	0.335	有	令和 9. 2. 16
当社	西日本高速道路株式会社 第41回社債	平成 30. 5. 21	40,000	—	0.080	有	令和 5. 3. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第43回社債	平成 30. 8. 29	50,000	—	0.070	有	令和 5. 6. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第45回社債	平成 30. 10. 18	50,000	50,000	0.070	有	令和 5. 9. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第47回社債	平成 31. 2. 15	40,000	40,000	0.070	有	令和 5. 12. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第49回社債	令和 元. 5. 23	—	25,000	0.060	有	令和 6. 3. 19
当社	西日本高速道路株式会社 第50回社債	令和 元. 8. 29	—	55,000	0.040	有	令和 6. 6. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第51回社債	令和 元. 10. 18	—	50,000	0.030	有	令和 6. 9. 20
当社	西日本高速道路株式会社 第52回社債	令和 2. 2. 14	—	10,000	0.030	有	令和 6. 12. 20
合計	—	—	645,000	670,000	—	—	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額（当連結会計年度に発行し、当連結会計年度に引渡した金額を含みます。）の合計額は205,000百万円です。

2. 連結決算日後5年内の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	—	190,000	190,000

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,509	0	2.00	—
1年以内に返済予定のリース債務	812	891	—	—
道路建設関係長期借入金	71,024	106,880	0.29	令和5.5.31～ 令和6.11.30
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	78	77	5.22	令和7.4.30～ 令和15.8.26
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,471	1,705	—	—
合計	74,896	109,555	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しています。
2. 道路建設関係長期借入金のうち1,880百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第6号に基づく無利子の借入金です。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した金額の合計額は47,313百万円です。
4. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。
一部の連結子会社はリース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載していません。
5. 道路建設関係長期借入金、長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
道路建設関係長期借入金	—	—	35,000	70,000
長期借入金	0	0	0	0
リース債務	749	420	302	178

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しています。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	97,277	144,270
高速道路事業営業未収入金	94,179	94,108
未収入金	40,216	3,245
短期貸付金	30,266	26,943
リース投資資産（純額）	111	113
有価証券	158,500	54,000
仕掛道路資産	646,351	728,064
原材料	1,017	1,200
貯蔵品	1,308	1,278
受託業務前払金	3,965	2,679
前払金	5,311	4,318
前払費用	1,480	1,494
その他の流動資産	14,426	15,201
貸倒引当金	△8	△7
流動資産合計	1,094,404	1,076,910
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,417	2,592
減価償却累計額	△1,156	△1,241
建物（純額）	1,261	1,350
構築物	55,785	58,025
減価償却累計額	△13,276	△14,765
構築物（純額）	42,509	43,260
機械及び装置	145,491	155,143
減価償却累計額	△79,927	△90,062
機械及び装置（純額）	65,563	65,080
車両運搬具	30,322	32,049
減価償却累計額	△22,821	△25,191
車両運搬具（純額）	7,500	6,857
工具、器具及び備品	10,694	11,692
減価償却累計額	△7,484	△8,248
工具、器具及び備品（純額）	3,209	3,443
土地	495	495
リース資産	87	—
減価償却累計額	△77	—
リース資産（純額）	10	—
建設仮勘定	7,213	7,249
有形固定資産合計	127,763	127,737
無形固定資産	6,386	7,083
高速道路事業固定資産合計	134,150	134,821

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	30,809	32,439
減価償却累計額	△11,838	△13,030
建物(純額)	18,970	19,408
構築物	8,038	8,338
減価償却累計額	△4,492	△4,761
構築物(純額)	3,546	3,576
機械及び装置	3,353	3,893
減価償却累計額	△1,989	△2,251
機械及び装置(純額)	1,364	1,642
工具、器具及び備品	481	515
減価償却累計額	△276	△338
工具、器具及び備品(純額)	205	177
土地	67,188	67,197
リース資産	10	—
減価償却累計額	△9	—
リース資産(純額)	0	—
建設仮勘定	907	1,171
有形固定資産合計	92,184	93,173
無形固定資産	251	239
関連事業固定資産合計	92,436	93,412
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	11,085	11,189
減価償却累計額	△4,448	△4,749
減損損失累計額	—	△331
建物(純額)	6,637	6,108
構築物	1,060	1,032
減価償却累計額	△582	△609
減損損失累計額	—	△30
構築物(純額)	478	392
機械及び装置	393	443
減価償却累計額	△273	△293
減損損失累計額	—	△0
機械及び装置(純額)	120	149
車両運搬具	0	0
減価償却累計額	△0	△0
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	5,449	5,915
減価償却累計額	△3,373	△4,003
減損損失累計額	—	△8
工具、器具及び備品(純額)	2,076	1,903
土地	10,811	10,592
リース資産	3,806	3,996
減価償却累計額	△485	△710
リース資産(純額)	3,321	3,286
建設仮勘定	566	1,940
有形固定資産合計	24,011	24,373
無形固定資産	5,163	5,667
各事業共用固定資産合計	29,174	30,041

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
その他の固定資産		
有形固定資産		
建物	159	208
減価償却累計額	△64	△71
減損損失累計額	—	△62
建物（純額）	94	74
構築物	22	35
減価償却累計額	△15	△21
減損損失累計額	—	△9
構築物（純額）	7	3
工具、器具及び備品	0	1
減価償却累計額	△0	△0
工具、器具及び備品（純額）	0	0
土地	294	320
有形固定資産合計	396	398
その他の固定資産合計	396	398
投資その他の資産		
関係会社株式	6,659	7,051
投資有価証券	197	82
長期貸付金	2,314	2,270
長期前払費用	2,956	3,340
繰延税金資産	3,180	3,620
その他の投資等	※3 3,548	※3 3,484
貸倒引当金	△185	△158
投資その他の資産合計	18,671	19,689
固定資産合計	274,830	278,363
繰延資産		
道路建設関係社債発行費	1,174	1,076
繰延資産合計	1,174	1,076
資産合計	※1 1,370,409	※1 1,356,350

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	332,121	253,989
1年以内返済予定長期借入金	1,509	0
リース債務	246	238
未払金	15,247	15,489
未払費用	636	645
未払法人税等	3,503	1,065
預り連絡料金	5,959	4,737
預り金	27,620	29,615
受託業務前受金	2,260	1,605
前受金	4	1
前受収益	6	8
賞与引当金	1,196	1,204
回数券払戻引当金	42	42
その他の流動負債	5,123	4,985
流動負債合計	※4 395,477	※4 313,631
固定負債		
道路建設関係社債	※1 645,000	※1 670,000
道路建設関係長期借入金	71,024	106,880
その他の長期借入金	8	7
リース債務	3,120	2,899
受入保証金	13,208	17,034
退職給付引当金	47,404	47,202
役員退職慰労引当金	51	64
ETCマイレージサービス引当金	8,815	8,788
資産除去債務	158	141
その他の固定負債	12	17
固定負債合計	788,803	853,036
負債合計	1,184,281	1,166,668
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	4,000	6,139
安全対策・サービス高度化積立金	25,176	25,176
別途積立金	13,792	15,266
繰越利益剰余金	40,183	40,135
利益剰余金合計	83,152	86,718
株主資本合計	186,149	189,716
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△22	△33
評価・換算差額等合計	△22	△33
純資産合計	186,127	189,682
負債・純資産合計	1,370,409	1,356,350

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	782,864	798,427
道路資産完成高	243,322	239,641
受託業務収入	0	0
その他の売上高	840	854
営業収益合計	1,027,027	1,038,924
営業費用		
道路資産賃借料	560,377	570,881
道路資産完成原価	243,322	239,641
管理費用	221,459	229,555
受託業務費用	0	0
営業費用合計	1,025,159	1,040,079
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	1,867	△1,155
関連事業営業損益		
営業収益		
直轄高速道路事業収入	118	—
受託業務収入	7,227	5,632
SA・PA事業収入	10,684	10,700
その他の事業収入	1,584	1,292
営業収益合計	19,614	17,625
営業費用		
直轄高速道路事業費	28	—
受託業務費用	7,190	5,788
SA・PA事業費	8,634	8,871
その他の事業費用	1,338	1,050
営業費用合計	17,191	15,709
関連事業営業利益	2,423	1,915
全事業営業利益	4,290	760
営業外収益		
受取利息	12	10
有価証券利息	17	11
受取配当金	※1 2,118	※1 2,088
土地物件貸付料	528	631
雑収入	1,231	1,325
営業外収益合計	3,909	4,067
営業外費用		
支払利息	3	3
回数券払戻損	5	19
損害賠償金	136	66
たな卸資産処分損	42	63
支払補償費	29	11
雑損失	19	14
営業外費用合計	236	179
経常利益	7,963	4,649

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※2 460	※2 36
その他特別利益	—	1
特別利益合計	460	38
特別損失		
固定資産売却損	※3 216	※3 14
減損損失	—	623
投資有価証券評価損	—	103
特別損失合計	216	741
税引前当期純利益	8,208	3,946
法人税、住民税及び事業税	2,520	820
法人税等調整額	△1,040	△440
法人税等合計	1,480	380
当期純利益	6,728	3,566

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

区分	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 高速道路事業営業費用				
1. 道路資産賃借料		560,377		570,881
2. 道路資産完成原価		243,322		239,641
3. 管理費用				
(1) 維持修繕費	92,228		98,726	
(2) 管理業務費	61,870		64,857	
(3) 一般管理費	67,361		65,971	
計		221,459		229,555
4. 受託業務費用		0		0
高速道路事業営業費用合計			1,025,159	
1,040,079				1,040,079
II 関連事業営業費用				
1. 直轄高速道路事業費				
(1) 直轄高速道路資産完成原価	28		—	
計		28		—
2. 受託業務費用				
(1) 受託事業費	7,171		5,777	
(2) 一般管理費	19		10	
計		7,190		5,788
3. SA・PA事業費				
(1) SA・PA事業管理費	7,644		7,867	
(2) 一般管理費	989		1,004	
計		8,634		8,871
4. その他の事業費用				
(1) その他の事業管理費	1,147		726	
(2) 一般管理費	190		323	
計		1,338		1,050
関連事業営業費用合計			17,191	
全事業営業費用合計			1,042,351	
				15,709
				1,055,789

(2) 科目明細書

① 高速道路事業原価明細書

		前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)			当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
I 営業費用							
1 道路資産賃借料				560,377			570,881
2 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		520			606		
労務費		167			88		
外注費		286			194		
経費		318			139		
金利等		21			49		
一般管理費人件費		201			124		
一般管理費経費		146	1,661		123	1,326	
建設費							
材料費		233			21		
労務費		4,070			2,721		
外注費		221,519			222,529		
経費		2,872			1,348		
金利等		974			421		
一般管理費人件費		4,001			2,472		
一般管理費経費		3,458	237,130		3,034	232,549	
除却工事費用その他							
労務費		83			90		
外注費		4,215			5,463		
経費		57			25		
金利等		10			16		
一般管理費人件費		82			80		
一般管理費経費		79	4,530	243,322	89	5,765	239,641

		前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)			当事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
3 管理費用							
維持修繕費							
人件費		4,369			3,668		
経費		87,859	92,228		95,058	98,726	
管理業務費							
人件費		1,796			1,653		
経費		60,074	61,870		63,203	64,857	
一般管理費							
人件費		8,469			7,608		
経費		58,892	67,361	221,459	58,362	65,971	229,555
4 受託業務費用				0			0
II 営業外費用							
支払利息			1			—	
回数券払戻損			5			19	
損害賠償金			88			63	
たな卸資産処分損			28			19	
支払補償費			29			11	
雑損失			8	162		7	121
III 特別損失							
固定資産売却損			6			—	
減損損失			—	6		0	0
高速道路事業営業費用等合計				1,025,328			1,040,201
IV 法人税、住民税及び事業税			1,274			0	
V 法人税等調整額			△526	748		△0	0
高速道路事業総費用合計				1,026,077			1,040,202

② 直轄高速道路事業費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	—	0.0	—	—
II 労務費		0	2.0	—	—
III 経費		27	98.0	—	—
当期総製造費用		28	100.0	—	—
期首受託業務前払金		—		—	
合計		28		—	
期末受託業務前払金		—		—	
直轄高速道路事業費		28		—	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算です。

(注)※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
調査費、測量費及び設計費	21	調査費、測量費及び設計費	—
その他経費	5	その他経費	—

③ 受託業務費用

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	—	0.0	—	0.0
II 労務費		122	1.8	94	2.1
III 経費		6,668	97.9	4,397	97.7
IV 一般管理費		19	0.3	10	0.2
当期総製造費用		6,810	100.0	4,502	100.0
期首受託業務前払金		4,345		3,965	
合計		11,156		8,467	
期末受託業務前払金		3,965		2,679	
受託業務費用	7,190		5,788		

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算です。

(注)※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
外注費	5,721	外注費	3,486
補償費	316	補償費	294

④ SA・PA事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※	20	0.3	25	0.3
II 労務費		58	0.8	76	1.0
III 経費		7,564	98.9	7,765	98.7
SA・PA事業管理費		7,644	100.0	7,867	100.0

(注)※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
業務委託費	3,697	業務委託費	3,678
減価償却費	1,798	減価償却費	1,829

⑤ その他の事業管理費

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※	1	0.1	2	0.4
II 経費		1,146	99.9	723	99.6
その他の事業管理費		1,147	100.0	726	100.0

(注)※主な内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (百万円)	項目	当事業年度 (百万円)
租税公課	211	租税公課	221
減価償却費	143	減価償却費	130

⑥ 高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は次のとおりです。

前事業年度 合計68,561百万円

当事業年度 合計67,309百万円

このうち主なものは次のとおりです。

このうち主なものは次のとおりです。

役員退職慰労引当金繰入額	12百万円
賞与引当金繰入額	380百万円
退職給付費用	1,276百万円
減価償却費	1,428百万円
ETCマイレージサービス 引当金繰入額	8,815百万円
利用促進費	38,997百万円

役員退職慰労引当金繰入額	11百万円
賞与引当金繰入額	340百万円
退職給付費用	997百万円
減価償却費	1,398百万円
ETCマイレージサービス 引当金繰入額	8,788百万円
利用促進費	38,823百万円

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
跨道橋耐震対策積立金の取崩				
安全対策・サービス高度化積立金の積立				
別途積立金の取崩				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金					株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計				
	跨道橋耐震 対策積立金	安全対策 ・サービス 高度化 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	4,000	—	15,999	56,424	76,424	179,421	△23	△23	179,398
当期変動額									
跨道橋耐震対策積立金の積立					—	—			—
跨道橋耐震対策積立金の取崩					—	—			—
安全対策・サービス高度化積立金の積立		25,176		△25,176	—	—			—
別途積立金の取崩			△2,207	2,207	—	—			—
当期純利益				6,728	6,728	6,728			6,728
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							1	1	1
当期変動額合計	—	25,176	△2,207	△16,240	6,728	6,728	1	1	6,729
当期末残高	4,000	25,176	13,792	40,183	83,152	186,149	△22	△22	186,127

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当期変動額				
跨道橋耐震対策積立金の積立				
跨道橋耐震対策積立金の取崩				
安全対策・サービス高度化積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金					株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益剰余金				利益剰余金 合計				
	跨道橋耐震 対策積立金	安全対策 ・サービス 高度化 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	4,000	25,176	13,792	40,183	83,152	186,149	△22	△22	186,127
当期変動額									
跨道橋耐震対策積立金の積立	3,000			△3,000	－	－			－
跨道橋耐震対策積立金の取崩	△860			860	－	－			－
安全対策・サービス高度化積立金の積立					－	－			－
別途積立金の積立			1,474	△1,474	－	－			－
当期純利益				3,566	3,566	3,566			3,566
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△11	△11	△11
当期変動額合計	2,139	－	1,474	△47	3,566	3,566	△11	△11	3,554
当期末残高	6,139	25,176	15,266	40,135	86,718	189,716	△33	△33	189,682

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっています。
- (2) その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっています。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

(2) 原材料・貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

受託業務収入等、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

主としてリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なります。

(2) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた営業外収益の「違約金収入」は、営業外収益の100分の10以下となったため、当事業年度より営業外収益の「雑収入」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「違約金収入」に表示していた772百万円は、「雑収入」として組替えています。

前事業年度において、営業外費用の「雑損失」に含めて表示していた「回数券払戻損」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外費用の「雑損失」に表示していた25百万円は、「回数券払戻損」5百万円、「雑損失」19百万円として組替えています。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、当社においても売上高の減少等、翌事業年度の業績への影響が見込まれます。

しかし、当感染症の収束時期を合理的に予測することは現時点では困難であることから、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りにおいて、その影響は、1年以上及ばないものと仮定しています。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
道路建設関係社債	645,000百万円 (額面額 645,000百万円)	670,000百万円 (額面額 670,000百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	531,400	670,000

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	511,000百万円	511,000百万円
東日本高速道路株式会社	—	—
中日本高速道路株式会社	6	6
計	511,006	511,006

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した、民営化以降当社が調達した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した以下の金額について、連帯して債務を負っています。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,371,900百万円	1,390,500百万円

※3 関門トンネル事業履行義務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に対する履行義務の前払い又は国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。なお、当事業年度末においては、国に対する履行義務の前払いとして、1,868百万円をその他の投資等に含めて計上しています。

※4 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
関係会社に対する流動負債 合計額	64,231百万円	66,878百万円

5 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
当座貸越極度額	141,050百万円	140,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	141,050	140,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
関係会社より受取配当金	2,118百万円	2,079百万円

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	—百万円	12百万円
機械及び装置	4	—
車両運搬具	26	7
工具、器具及び備品	0	0
土地	430	16
計	460	36

※3 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	一百万円	5百万円
機械及び装置	5	—
車両運搬具	0	—
工具、器具及び備品	0	0
土地	209	8
計	216	14

(有価証券関係)

前事業年度（平成31年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式4,333百万円、関連会社株式2,326百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（令和2年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式4,724百万円、関連会社株式2,326百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
繰延税金資産		
継続損益工事費	2,357百万円	2,745百万円
賞与引当金	365	368
退職給付引当金	14,496	14,434
E T Cマイレージサービス引当金	2,695	2,687
事業税	602	443
繰延資産	10	9
ハイウェイカード前受金	0	0
E T C前受金	8	8
減価償却費	789	770
その他	2,074	2,188
繰延税金資産小計	23,402	23,655
評価性引当額	△20,212	△20,025
繰延税金資産合計	3,190	3,630
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△10	△10
繰延税金負債合計	△10	△10
繰延税金資産の純額	3,180	3,620

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額	△9.1	△4.7
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.8	△15.9
住民税均等割	0.8	1.7
法人税等追徴税	2.9	0.0
源泉所得税	5.3	10.8
税額控除	△5.8	△12.2
法人税戻入等	0.4	1.5
その他	0.6	△2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.0	9.6

(企業結合等関係)

当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しています。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,959.24円	1株当たり純資産額	1,996.66円
1株当たり当期純利益金額	70.82円	1株当たり当期純利益金額	37.54円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	6,728	3,566
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,728	3,566
普通株式の期中平均株式数(千株)	95,000	95,000

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、令和2年3月26日開催の取締役会の決議（社債480,000百万円以内）に基づき、令和2年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第53回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）
発行総額	60,000百万円
利率	年0.070パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和2年5月21日
償還期日	令和7年3月19日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

2. 多額な資金の借入

当社は、令和2年3月26日開催の取締役会の決議（財政融資資金54,000百万円以内）に基づき、令和2年4月1日以降、下記の条件にて借入を実行しました。

区分	財政融資資金
借入先の名称	財務省
借入金額	27,000百万円
返済方法	満期一括
借入申込日	令和2年5月19日
借入実行日	令和2年5月29日
返済期日	令和31年12月20日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による免責的債務引受

④【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【その他】

種類及び銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	54,000	54,000
計			54,000	54,000

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	減損損失 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)	
高速道路 事業	有形固 定資産	建物	2,417	187	12	2,592	1,241	—	95	1,350
		構築物	55,785	2,630	389	58,025	14,765	—	1,637	43,260
		機械及び装置	145,491	12,620	2,968	155,143	90,062	—	12,503	65,080
		車両運搬具	30,322	2,485	757	32,049	25,191	—	3,052	6,857
		工具、器具及び 備品	10,694	1,321	323	11,692	8,248	—	1,064	3,443
		土地	495	0	0	495	—	—	—	495
		リース資産	87	—	87	—	—	—	10	—
		建設仮勘定	7,213	30,024	29,988	7,249	—	—	—	7,249
	計	252,507	49,269	34,528	267,248	139,510	—	18,363	127,737	
	無形固定資産	21,269	2,373	7	23,635	16,552	—	1,676	7,083	
合 計	273,777	51,642	34,535	290,884	156,062	—	20,040	134,821		
関連事業	有形固 定資産	建物	30,809	1,789	159	32,439	13,030	—	1,290	19,408
		構築物	8,038	373	73	8,338	4,761	—	294	3,576
		機械及び装置	3,353	540	—	3,893	2,251	—	262	1,642
		工具、器具及び 備品	481	39	5	515	338	—	66	177
		土地	67,188	10	1	67,197	—	—	—	67,197
		リース資産	10	—	10	—	—	—	0	—
		建設仮勘定	907	4,306	4,041	1,171	—	—	—	1,171
	計	110,790	7,058	4,293	113,555	20,382	—	1,914	93,173	
	無形固定資産	576	32	0	608	368	—	43	239	
合 計	111,367	7,091	4,294	114,163	20,751	—	1,958	93,412		
各事業共 用	有形固 定資産	建物	11,085	296	192	11,189	4,749	331	715 <331>	6,108
		構築物	1,060	4	32	1,032	609	30	70 <30>	392
		機械及び装置	393	50	0	443	293	0	21 <0>	149
		車両運搬具	0	—	—	0	0	—	—	0
		工具、器具及び 備品	5,449	655	189	5,915	4,003	8	643 <8>	1,903
		土地	10,811	—	218	10,592	—	—	—	10,592
		リース資産	3,806	198	9	3,996	710	—	223	3,286
		建設仮勘定	566	7,699	6,324	1,940	—	—	—	1,940
	計	33,175	8,905	6,967	35,112	10,366	371	(694) 1,674 <371>	(13,004) 24,373	
	無形固定資産	18,622	2,089	0	(11,411) 20,712	15,044	—	1,585	5,667	
合 計	51,797	10,995	6,967	55,824	25,411	371	3,259	30,041		

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	減損損失 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
その他の 固定資産	建物	159	114	65	208	71	62	62 <62>	74
	構築物	22	12	—	35	21	9	9 <9>	3
	工具、器具及び 備品	0	1	0	1	0	—	0	0
	土地	294	259	233 <178>	320	—	—	—	320
	建設仮勘定	—	0	0	—	—	—	—	—
	合 計	476	387	299 <178>	564	93	72	(0) 72 <72>	(212) 398
投資その他の資産	長期前払費用	8,608	1,183	70	9,721	6,380	—	783	3,340
繰延資産	道路建設関係 社債発行費	1,715	378	348	1,745	669	—	200	1,076
	繰延資産計	1,715	378	348	1,745	669	—	200	1,076

- (注) 1. ()内は、高速道路事業配賦分を表示しています。
2. 各事業共用固定資産の主なものは社宅及び社屋等です。
3. 配賦基準は勤務時間比によっています。
4. < >内は、減損損失を表示しています。
5. 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置並びに建設仮勘定）の当期増加額の主なものは、料金收受機械及びE T C装置11,190百万円の取得等によるものです。
6. 高速道路事業有形固定資産（機械及び装置）の当期減少額の主なものは、料金收受機械及びE T C装置2,537百万円の処分等によるものです。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	193	45	31	41	166
賞与引当金	1,196	1,204	1,196	—	1,204
回数券払戻引当金	42	—	0	—	42
役員退職慰労引当金	51	23	10	—	64
E T Cマイレージサービス引当金	8,815	8,788	8,815	—	8,788

(注) 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、一般債権の貸倒実績率による洗替え及び回収によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、その他100株未満の株式を表示した株券並びにその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務法務課
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号 西日本高速道路株式会社 本社 総務部 総務法務課
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。が、全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用がありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第14期) (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) 令和元年6月26日近畿財務局長に提出。

(2) 半期報告書

(第15期中) (自 平成31年4月1日 至 令和元年9月30日) 令和元年12月26日近畿財務局長に提出。

(3) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

令和2年1月6日近畿財務局長に提出。

(4) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

令和2年2月7日及び令和2年5月15日近畿財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的（併存的）債務引受条項付）（以下「各社債」といいます。）には保証は付されていません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされています。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的（併存的）に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について (2) 機構による債務引受け等について」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとしします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

(有価証券報告書提出日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成25年11月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第21回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年2月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第22回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年5月19日	25,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第23回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年9月3日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成26年11月18日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第25回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年2月10日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第26回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年5月21日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第27回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年9月2日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成27年11月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第29回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年2月12日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第30回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年5月23日	35,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第31回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年8月29日	60,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第32回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年10月19日	40,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第33回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成28年12月14日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第34回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳の債務引受条項付)	平成29年2月16日	25,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品業協会名
西日本高速道路株式会社第45回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成30年10月18日	50,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第47回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成31年2月15日	40,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第49回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	令和元年5月23日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第50回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	令和元年8月29日	55,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第51回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	令和元年10月18日	50,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第52回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	令和2年2月14日	10,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第53回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和2年5月21日	60,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

当有価証券報告書提出日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。（令和2年3月31日現在）
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の役員の任期は、以下のとおりです。
理事長・・・令和4年3月31日まで（中期目標の期間の末日まで）
理事・・・令和3年9月30日まで（2年）
監事・・・令和3年度の財務諸表承認日まで（中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで）

- ⑤ 資本金及び資本構成 平成31年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,629,259百万円
政府出資金	4,109,004百万円
地方公共団体出資金	1,520,254百万円
II 資本剰余金	841,327百万円
資本剰余金	597百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除売却差額相当額	△63百万円
損益外減価償却累計額	△8,077百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	6,430,000百万円
純資産合計	12,900,586百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路(株)又は阪神高速道路(株)に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xii) 上記(xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和47年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク 1. 政策変更等に係る法的規制の変更について (1)民営化の経緯」を、また、協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照下さい。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

令和2年6月17日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

令和2年6月17日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成するが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

